

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 竹内 小代美

## 1 日 時

平成26年6月27日（月） 午後1時04分から  
午後4時36分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

竹内小代美、戸高賢史、三浦公、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、小野弘利

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第83号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきもの、第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査結果の検討については、認知症に係る行方不明者及び身元不明で保護した迷い人の現状について警察本部から説明を受け、検討を行った。  
芯の通った学校組織の構築について、教育委員会から説明を受け、検討を行った。
- (3) 別府警察署新庁舎の竣工式について及び治安に関する県民アンケート結果について、警察本部から報告を受けた。  
教育委員会制度改革について、大分県における「全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱について及び教育センター機能強化事業の進捗状況についてなど、教育委員会から報告を受けた。

(4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

(5) 県外所管事務調査の行程について決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健

政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

# 文教警察委員会次第

日時：平成26年6月27日（金）13：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係 13：00～14：00

### (1) 付託案件の審査

第 1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）について  
（本委員会関係部分）

### (2) 県内所管事務調査結果の検討

認知症に係る行方不明者及び身元不明で保護した迷い人の現状について

### (3) 諸般の報告

- ①別府警察署新庁舎の竣工式について
- ②「治安に関する県民アンケート」結果について

### (4) その他

## 3 教育委員会関係 14：00～16：00

### (1) 付託案件の審査

第 83号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員  
定数条例の一部改正について  
第 1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）について  
（本委員会関係部分）

### (2) 県内所管事務調査結果の検討

「芯の通った学校組織」の構築について

### (3) 諸般の報告

- ①教育委員会制度改革について
- ②大分県における「全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱について
- ③教育センター機能強化事業の進捗状況について
- ④新設高校の開校に向けての準備状況について
- ⑤大分県グローバル人材育成推進会議について
- ⑥公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について
- ⑦大分県学力定着状況調査における不正行為に対する懲戒処分について
- ⑧「韓国平和の旅」及び「北朝鮮への渡航」について

### (4) その他

#### 4 協議事項

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

#### 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**竹内委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 1 件及び報告 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、第 1 号報告平成 25 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**西野警務部長** 第 1 号報告平成 25 年度大分県一般会計補正予算（第 6 号）のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の 26 ページをお開きください。

第 9 款警察費の補正額は 1 億 9, 425 万円の減額でございます。

既定額が 25 億 2, 289 万 3 千円でございますので、補正後の警察費の総額は 25 億 3 億 2, 864 万 3 千円となります。

項別では、補正額の全てが第 1 項の警察管理費でございます。

補正予算の内容につきましては、別冊の平成 25 年度補正予算に関する説明書でご説明いたします。41 ページをお開きください。

予算の補正 1 億 9, 425 万円の減額につきましては、全額、第 2 目の警察本部費、事業名給与費に計上しているものでございます。

減額の理由につきましては、平成 25 年度の退職者数を 70 人と見込んでいましたところ、実際の退職者数が 66 人であったこと、退職者の給料や勤務年数が見込みと異なったことから、退職手当の所要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にご質疑等もないので、質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、5 月 14 日から延べ 8 日間にわたり実施いたしました県内所管事務調査の結果について、検討を行いたいと思います。執行部の説明を求めます。

**汐見生活安全部長** 認知症に係る行方不明者及び身元不明で保護した迷い人の現状についてご説明いたします。

お手元の文教警察委員会説明資料 1 ページの資料 1 をお開きください。

初めに、認知症に係る行方不明者の取扱状況ですが、県警察では、平成 25 年中、県内において行方不明者届を合計 743 件受理、うち認知症又は認知症の疑いのある行方不明者届は 52 件であり、前年の 24 年と比べ 5 件増加しています。

なお、行方不明となった方が認知症であったかどうかは、届出人からの申し出によって判断しております。

認知症の行方不明者として受理した 52 件の対応結果ですが、死亡発見が 7 件、生存発

見が44件、未発見が1件という現状にあります。

また、本年5月末では、31件の認知症に係る行方不明者届を受理しており、うち5件が死亡発見、生存発見が22件、いまだ発見に至っていない方が4件となっております。

次に、県警察が保護した迷い人のうち、身元の特定に至っていない身元不明の迷い人は、県内で4名おられます。これは、平成20年11月に大分東警察署が男性を、平成20年12月に臼杵津久見警察署が女性を、本年1月に大分中央警察署が男性を、本年6月に別府警察署が男性を保護し、身元確認等に努めたものの、身元が判明しなかったことから、市町村等に引き継いでおります。

なお、4名とも、推定年齢は40～50歳位で認知症の症状はないものの、記憶喪失等のため、現時点、いまだ身元の特定に至っていません。

次に、認知症行方不明者及び迷い人に対する警察の対応状況についてご説明します。

まず、認知症に係る行方不明者の届け出を受理した場合の対応ですが、行方不明者の中でも、認知症の行方不明者は、事件・事故等に遭遇する可能性が高く、早急に発見・保護する必要があることから特異行方不明者として受理し、広く公開手配等を行って捜索活動を実施しております。

なお、書面の提出を受けての正式な届け出前であっても、電話等により警察が認知した場合は、直ちに捜索活動を開始することとしております。

受理警察署では、行方不明事案を認知した場合、県下全警察署及び隣接県警察への手配を行うとともに、休日・夜間等であっても、署員を招集するなどして捜索体制を構築し、さらに地元消防団等の協力を得て、体制を整え合同の捜索を実施しているほか、警察犬を要請し、活用しています。

そのほか、まもめーる等による情報発信を行い、広く県民からの情報提供を求めるとともに、タクシー会社、JR駅、コンビニ、ガソリンスタンド等へ手配するなど、あらゆる手段を活用して早期発見のための活動を推進しております。

次に、身元不明の迷い人を保護した場合の対応ですが、通常、警察が迷い人を保護した際は、本人からの聞き取りや所持品等から身元を特定し、保護から24時間以内にはご家族等に引き渡すこととなります。

しかしながら、保護された方が認知症等の原因により、自分の名前や住所等を話すことができず、身元が判明しない場合には、警察本部において、県下警察署に身元確認の照会を行います。

手配を受けた警察署では、保護された迷い人について、行方不明者届が提出されていないかを身体特徴、写真等をもとに照会を行いますが、24時間以内に身元の特定に至らなかった場合、保護した迷い人は、市町村等に引き継ぐこととなります。

警察では、引き継ぎ後も、全国の都道府県警察に対して、県内各警察署に照会した時と同様の照会を行い、また、関係市町村等と連携しながら、身元の特定に努めております。

次に、認知症に係る行方不明者や身元不明の迷い人保護に関する平素の活動についてご説明いたします。

県警察では、日頃から地域警察官が各家庭を訪問する巡回連絡等を通じて、独居高齢者や認知症高齢者の実態把握に努めるとともに、認知症高齢者やご家族の方々に対し、身元がわかるように着衣などへの記名や、行方不明となった場合の早期の届け出など、必要な

指導や依頼を行っています。

また、県下市町村では、6市において主に市の福祉担当部門が中心となり、高齢者等が行方不明となった際に関係機関・団体が連携して対応することなどを目的に高齢者SOSネットワークが構築されていますが、このネットワークに参画するなどして、関係機関・団体との連携を図っているところであります。

なお、同ネットワークが構築されている6市は、別府市、豊後高田市、宇佐市、日田市、竹田市及び津久見市であり、ネットワークが構築されていない管内の警察署においても、捜索活動においては、消防団等の関係機関と連携し、捜索活動に当たっております。

このほか、県社会福祉介護研修センター等の関係団体と連携して、警察職員に対する認知症の特性の理解や対応要領に関する教養を実施するなどして、対応能力の向上に努めているところであります。

最後に、今後の対応についてご説明します。

県や国の推計によれば、高齢者の世帯数や認知症高齢者数は、今後も増加するとされています。認知症に係る行方不明者届の受理件数は、平成24年から統計を取り始めておりますが、高齢化の進行に伴い今後も増加することが予想されます。

県警察としましては、県下の現状等を踏まえ、今後も市町村等の関係機関への働きかけによりネットワークの構築を促進し、一層の連携強化を図るとともに、各機関と役割分担の上、認知症世帯の実態把握と指導、着衣への記名等の働きかけなど、行方不明者の早期発見、早期の身元特定に資する取り組みを一層強化し、高齢者が安心して暮らせる安全な大分県の実現に向けて努力してまいります。

以上で説明を終わります。

**竹内委員長** ただいま執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**平岩委員** 行方不明になれる認知症の方は、きっと状態が本当にすごく深刻な状況で、足腰がしっかりしている方からまだら状態の方もいらっしゃるって、私も平成24年度中の死亡発見のうちの1人の方を捜した経験があるんです。後になって気づけば、ああいう言動があったよね、だからやっぱりちょっと認知が入っていたのかもしれないねみたいな話になるんですけど、家族がなかなかそこまで気づかないうちにというようなこともあって、本当に深刻だなと思います。

それで、1点質問したいのは、今度の議会でもこのことに関する質疑応答が結構あって、どう答えたか忘れたんですけど、警察がチラシをつくってみたいなのを言われたような気がするんですけど、チラシをつくるのは警察ではないですよ。チラシは、家族がつくって、お願いするところにいろいろ回るといふふうに捉えていいんですか。

**汐見生活安全部長** 今、平岩委員が言われたように、チラシのレイアウト的な部分とか、どういう形のという指導は警察のほうでしますが、チラシを作成して、そしていろんなところの地域だとか、立ち寄られるところへは、家族が行われます。

**平岩委員** それと、認知症を除いた行方不明者の受理件数が平成25年度中に743件もあるんだって、これは大分県の受理件数なんですか。

**汐見生活安全部長** 大分県の受理件数です。

**平岩委員** そうですか。今、びっくりしています。

**竹内委員長** 平岩委員、いいですか。

**平岩委員** はい、いいです。

**戸高副委員長** 保護された場合、市町村に引き渡しをされ、その後に、大体、施設に入所するという事は全国的にもそういう形になっていると思うんですが、大分の場合は同じような形になっているのかということと、再度同じ方が行方不明になって、また保護されたというケースはあるのか。

たしか記事にも出ていましたけれども、これは全国的な問題ですので、警察庁のほうから各都道府県に通達をして、身元確認のデータベース、それをきちっと整えるというような話があったと思うんですけども、大分県では、例えば顔写真も入れるとか、毛髪を登録しておくといったことも検討の課題に上がっていたと思うんですけども、それがどういう形になっているのか、ちょっと教えていただけますか。

**汐見生活安全部長** 大分の場合、4名の方が今のところ身元がわからずに保護施設、市町村に引き継がれています。記憶喪失という形でございますので、3名の方が精神病院的な施設に、1名の方が通常の認知症の方が入られる施設に入所しているということです。そして、統計的に手元にはございませんけど、行方不明の届け出がなされて、再度またそういう徘徊という方は何度もあります。いろんな形で、徘徊の習慣のあらわれる方とか、そういうことで複数回、行方不明という形で届け出を受けて、捜索をして発見というふうなことになるっております。

**竹内委員長** そのときに、再度なる前に何か対策はしているんですか。

**汐見生活安全部長** 一度、そういった形で行方不明になって、いろんな形で捜索をしたりして発見された方については、先ほど説明しましたように、ご家族の方に、行方不明になったときにすぐ身元がわかるような形で、下着などに名前を書いていただいて、それとGPSを持っていただくというようなことをご指導しております。そうすると、ほぼ発見されるということです。

システムの関係ですが、顔写真の関係は、まだデータベース的に全てのところにその対策システムが入っておりません。基本的に言うと、捜査のほうで対応しておりました行方不明のところのデータを入力して、身元不明の死体が上がったときに検索するなど、そういう身元の検索システムを活用しております。

そして、それにデータベース的に顔写真とかがまだ入っておりませんので、そういうところで検索をして出てきた、そして全国的にも検索して出てきた場合には、そこの担当するところをお願いして、一件一件、行方不明者の届出人のほうには写真がついておりますので、そこと照合してもらうような手作業が基本ベースになるような状況でございます。

以上でございます。

**竹内委員長** ほかにございませんか。

**尾島委員** 宇佐市では、認知症の関係で行方不明になったときに、直ちに行政防災無線を使って身体特徴、あるいは着衣等を放送して周知をするんですけど、都市部ではなかなか難しいと思うんですが、そういった対策はどのようなのか。

それから2点目に、認知症で行方不明になった方、先ほどボランティアで消防団の出勤等が言われておりましたが、例えば、捜索が数日に及ぶケースがあるんですね。以前、うちでも、例えば温泉に行って、ちょっと目を離れたすきになくなったということで、随分出て捜したケースがあるんです。幾らボランティアとはいえ、消防団は仕事をお持ちの

方ばかりですから、連日検索すると大変なんです。その辺の詳しいことはわかりませんが、補償関係というのは全くないのか。ボランティアですからないとは思いますが、何か制度がなければ、複数回にわたるとボランティアの検索は難しいのではないかと。その辺の情報がございましたら教えていただきたいと思います。

**汐見生活安全部長** 今、尾島委員が言われた広範囲の防災無線の関係は、人相、特徴、そして服装的なものの周知という形で活用させていただく。都市部のほうは、警察のほうでまもめーるを配信しておりますので、まもめーるでそういうふうなところを配信する。それと、警察署もパトカーによる周辺の広報という形で、一般の方に周知するという形で派遣活動を行っています。

それともう1点の消防団、今先生言われるとおりで、消防団の方は仕事を持たれておりますので、なかなか日数的に長期になると厳しいということで、先ほど説明しました高齢者SOSネットワークというものを考えて、消防団、警察に検索を頼めば負担がかかるため、市町村のほかの部分、そして一般の民間の方々いろんな立ち寄り場所に行くだろうコンビニだとか、新聞配達の方だとか、そういうところも巻き込んだ形で、派遣検索活動を少しでも有効に、広範囲でという取り組みをやっているところでございます。まだ緒についたばかりで、全てのところの市町村でそういう形のところはできていませんが、今からいろんな形で、警察のほうも市町村、また県とタイアップしていこうと思っています。

**竹内委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これで県内所管事務調査結果の検討を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**西野警務部長** まずもって、委員長を初め、委員の皆様方には、新庁舎の建設に対し、深いご理解と多大なご支援を賜りましたことに、改めて感謝を申し上げます。

別府警察署新庁舎の竣工についてご報告致します。文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。別府警察署建てかえに至る経緯からご説明致します。

現在の別府警察署庁舎は、昭和45年1月に建設して以来、築後44年以上を経過し、老朽・狭隘化が著しいうえ、来客用駐車場の不足等により別府市民の皆様には大変ご不便をおかけしておりました。

こうした中、庁舎の耐震強度不足に加え、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への防災対策のため、早急な庁舎建てかえが必要となっております。

このため、平成23年度に別府市田の湯町の地方職員共済組合別府保養所つるみ荘跡地を取得のうえ、平成24年10月から1年8カ月をかけて、新庁舎の建設工事を進めてまいりました。

先日ご視察いただきました新庁舎も、今日16日の午前9時をもって業務を開始したところでございます。

新庁舎は、旧庁舎の約1.3倍となる5,667.56平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート5階建ての事務棟と鉄筋コンクリート3階建ての会議室棟を併設しております。

延べ床面積は、旧庁舎の約1.9倍となる5,848.72平方メートルでございます。

庁舎利用者の利便性向上を図るため、旧庁舎より36台多い来客用駐車場を確保した

ほか、待合スペースや相談室等を充実したところであります。

なお、建設に要した経費は、12億2,168万8,680円でございます。

次に、新庁舎の特徴についてご説明致します。

次のページをお開きください。まず、防災対策についてでございます。

新庁舎は、旧警察署から南南西に約2.3キロメートル、別府駅から西方約100メートル、海拔15.3メートルの高台にあり、震度7の耐震強度を備えているほか、非常用発電機を最上階に設置しました。

近い将来、発生が危惧されております南海トラフ巨大地震等による大津波や大地震が発生した際に、災害救助活動の拠点となり、その機能充実が図られるものでございます。

次に省エネルギー対策としましては、全蛍光灯に環境配慮型照明器具を採用したほか、受付、トイレ等にはLED式ダウンライトを設置しております。

また、庁舎開口部には、飾り格子であるトレサリーや窓ガラスに断熱性に優れたペアガラスを採用して、外部からの日差しを制御することで冷暖房効率の向上を図っております。

次に県産材の活用についてでございます。

親しみがあり、来庁者が安心して利用できるよう各階の受付等に佐伯産の杉を、柔剣道場には日田産のヒノキを使用し、県産材を積極的に活用いたしました。そのほか、高齢者や障がい者、赤ちゃん連れの来庁者の方に優しい庁舎となるよう、車いす使用者用駐車場の設置や多目的トイレ内にベビーシートを設置するなどのバリアフリー対策を講じたところでございます。

終わりに、竣工式について、ご案内申し上げます。

委員の皆様方には既にご案内いたしておりますが、7月10日、木曜日の午前11時から、別府警察署新庁舎において執り行うこととしております。

委員の皆様には、ご多忙中とは存じますがご出席くださいますようお願いいたします。

以上で、別府警察署新庁舎の竣工に関する報告を終わります。

**穴井警務課長** 治安に関する県民アンケートの結果につきまして、ご説明いたします。

文教警察委員会説明資料4ページの資料3をごらんください。

なお、お手元に、詳細な調査結果としてA4サイズの冊子を配付させていただきましたが、時間の都合がございますので、この資料3の結果概要をもとにご説明させていただきますと思います。

このアンケートは、治安に関する県民意識を調査・分析し、これを治安向上のための中期ビジョンの検証に活用するとともに、今後の施策立案等の基礎資料とするために実施いたしました。

参考に申し上げますと、同様のアンケートは、平成20年、平成23年の過去2回、治安向上のための中期ビジョンの策定・見直しの時期にあわせて実施しております。

それでは、資料左側上段の調査方法等の枠をごらんください。

今回のアンケートの調査期間は、本年2月21日から3月11日までの19日間です。調査方法は、業者委託の上、運転免許センターに来庁された県民の方に対してアンケート用紙を配布し、無記名により回答していただきました。総回答者数は、2,155人です。

それでは、調査結果の概要をご説明いたします。まず、資料左側中段の「体感治安」の

枠をごらんください。

「現在の県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか。」という問いについて回答を求めましたところ、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合は71.6%、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は5.4%でありました。

過去の調査結果と比較しますと、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合に大きな変化は見られませんが、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は、6年前の3分の1以下に減少していることがわかります。

次に、「3年前と比べて増えたと感じる犯罪」について複数回答を求めましたところ、「インターネットを利用した犯罪」を挙げる人の割合が48.0%と最も大きく、以下「殺人や強盗などの凶悪な犯罪」、「振り込め詐欺などの詐欺」等の順となりました。

それでは、資料右側上段の「交通マナー」の枠をごらんください。

「大分県内の交通マナーについて、どう感じていますか。」という問いについて回答を求めましたところ、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合が26.9%であるのに対し、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は40.6%と、後者の割合の方が大きいことがわかりました。

しかしながら、その「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は、6年前から約3分の2に減少していることもわかります。

また、「悪い」、「どちらかといえば悪い」と回答した方を対象に「悪いと回答した理由」について回答を求めましたところ、「右左折の合図をしなかったり、合図が遅い自動車が多いから」を挙げる人の割合が66.1%と最も大きく、以下「携帯電話を使用しながら運転する自動車が多いから」、「自動車のスピード違反が多いから」等の順となりました。

次に、資料右側下段の「安全安心まちづくり」の枠をごらんください。

「自主的なパトロールや防犯活動など、犯罪や少年非行が起りにくい、安全で安心なまちづくりのための活動に参加したいと思いますか。」という問いについて回答を求めましたところ、「既に参加している」、「参加したい」、「どちらかといえば参加したい」を合わせた割合は39.5%であり、3年前の調査から減少しました。

一方で、「参加したくない」、「どちらかといえば参加したくない」の割合も、減少傾向を示していることがわかります。

次に、「街頭に設置される防犯カメラに対する意識」について回答を求めましたところ、「積極的に設置すべき」、「プライバシーを保護しながら設置すべき」を合わせた割合は89.2%でありました。

以上、主なアンケート項目の結果についてご説明いたしました。

なお、全てのアンケート項目に関する詳細な調査結果につきましては、大分県警察のホームページに掲載する予定であります。

大分県警察におきましては、今回のアンケート結果について、県民が何を望んでいるのか、県民と協働し、いかに安全・安心を確保していくか等県民の目線で検討し、各種施策に対する不断の見直しを行いつつ、より多くの方に大分県は安心して暮らせると感じていただけるよう、職員一丸となって一所懸命に犯罪の起きにくい社会づくりに取り組んでい

く所存でございます。

治安に関する県民アンケートの結果については、以上のとおりでございます。

**竹内委員長** ただいま執行部から報告がありました、ご質疑等はありませんか。

**三浦委員** 県民アンケートの結果についてなんですけど、ちょっと大きい資料の3ページを見ると、60代、70代以上のほうのアンケート結果が少ないんですよ。どうしても治安とか、そういうような警察の力をかりるのは高齢の方が割合的に強いのかなという中で、もうちょっと高齢の方の意見を聞くことも大事だと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えかと、年代的な分析ですね。

治安については、例えば若い人はどう思っているのか、高齢の人はどう思っているのか、そういったところの分析についてもお知らせいただきたいと思います。

**穴井警務課長** 年齢別のところでございますけれども、運転免許センターでこちらをさせていただきました。順次、回答を求める形でご協力いただいたわけですが、どうしても高齢の方が少なかったりというようなことがありましたので、後半の部分でその状況を見せていただきまして、アンケートの途中から、高齢者の方たちとか、年齢が上がった方たちにも回答いただくように努力をしたところでございますが、結果的にこういう形になっております。

**三浦委員** ちょっとつぎ足すと、冊子の4ページで、年代別、どちらかといえば、治安がよい割合は20歳未満と20歳代の年代が75%前後と高く、60歳以上の年代が70%未満と小さくなっているというような分析があります。例えば、なぜそういうふうになっているのかとか、あるいは、これは治安全般ですけど、交通に対してはどうかとか、そういうようなものについて、詳細はこれに載っていると思いますけど、せっかくなんで、今分析されているのであればちょっと教えていただきたいんですが。

**穴井警務課長** 分析につきましては、調査結果をまずこの委員会にご報告させていただいて、詳細なことにつきましては、これから調査をさせていただくということで考えておりますので、大変申しわけございません。

**平岩委員** 私がもしこの県民アンケートに参加させていただいたとしたら、交通マナーのところの、「どちらかといえば悪い」のところ、信号無視が多いというところに丸をしまいそうなるほど、自分で走っていても、右折の矢印が出たから大丈夫だよなと思いつつながら、前から来る車を意識しなければいけないとか、明らかにあれは赤で突っ込んで来たよなというのをしょっちゅう見るんですよ。それで、信号が変わりそうだからとまらなきゃいけないなと思いつつながら、絶対後ろから追突されるから行かなきゃとか。だから、大分県は、「黄色で進め」と言う者あり) そうそう。青は進めだけど、黄色は気をつけて進めになっている部分が多くて、それがとても気になるんですよ。だから、ここを本当にどこで指導していったらいいのかなと思いつつながら、みんなやっているからいいかみたいに思ってしまう部分も、私の中にもなきにしもあらずのところもあつたりして、だから、本当に気をつけないと巻き込んでしまうなと思いつつながら、その点はいかがお考えでしょうか。

**穴井警務課長** 一般的に言わせていただきますと、今、委員ご指摘のとおりで、そういった結果が出てきましたので、もう少し具体的に、どういう動きがどんな状態なんだとか、もっとこうすべきじゃないかということは今からこれで検討させていただいて、それを我

々の交通行政、警察行政の中に反映していきたいと考えております。

**馬場交通部長** 先ほど大分県では、黄色は気をつけて進めというご指摘がございましたが、私どもは、道路交通法に書いてありますとおり、黄色の意味をしっかりと街頭活動でやっておりますし、今後もそれについては特段の指導をしていきたいと考えております。

ちなみに、昨年、信号無視で検挙した数は、県下で約7,000件ございます。特に交差点での事故が多いものですから、そういう取り組みをやっておりますが、まだまだという県民の方が多いというふうに、このアンケートを見て改めて実感しておるところでございますので、引き続いて、こういう取り組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**竹内委員長** ほかにはどうでしょうか。

**麻生委員** 3点伺います。1点目、治安に関する県民アンケートの結果について、これから分析を行うということでありましたので、要望であります。全国と比較したときにどうかというようなことも、今後お示しいただければと思います。

それから2点目が、問24に、「あなたは、大規模災害などの災害が発生したとき、警察に何を期待しますか」の第1位が、安全な場所への避難誘導ということで、もうまさしくそういうことなんだろうと思うんですが、実際にそういうことが発生した場合には、避難所等の治安とか、発災後の避難所の維持、治安、まちの維持とか、いろんなことが出てくるだろうと思うんですが、その場合に、警察官としての研修等々もいろいろやってはもらえると思うんですが、警察官の中で防災士資格を取っていらっしゃる方がいるのかどうか、お知らせください。

それから、問25で、警察に特に力を入れて取り締まってほしいと思う犯罪は、殺人、強盗などの凶悪な犯罪ということですが、先般、県内所管事務調査でずっと回る中で、大分東署管内の松岡のコンビニ強盗とか、まだ未解決事件があるというときに、剣道大会でも東署は元気がなかったような気がしたものですから、そういったことを含めて、全警察挙げて、総動員で、これは時間を要していたんじゃ大変なことになるので、ぜひその点は頑張ってもらいたいと思います。

質問は、防災士1点で結構です。

**足立警備部長** おおむねの数でございますけれども、50名以上の警察官、特に沿岸に勤務する東署員とか、各警察署の警備課員を選んで、一昨年、県で予算的な措置をとっていただいた際に取得をさせていただきました。

以上でございます。

**尾島委員** 麻生委員の質問と関連して、今、アンケート結果が全国的に見て、どうなのかという分析をということだったんですけど、全国的な統計というのは、県も同じような調査をやられているんですか。

特に冒頭にあったように、例えば16歳、あるいは18歳以下の人はほとんど免許センターに来ませんから、そういったアンケートがありませんし、高齢者についても、年齢的には、特に女性の高齢者の方の免許所持率が低いわけですから、そういった方のアンケートの情報が入っていないと思うんですよ。ですから、全国的にこのようなサンプルでやられているのか。

そのサンプルが同じであれば、麻生委員が主張したように、全国比較は容易になると思

うんですけど、その辺も含めてわかれば、ちょっとご答弁を。

**穴井警務課長** 全国的に統一された、こういったアンケートかと言われますと、それは一概には言えません。やり方にしましても、大分県でいうところの県政モニター、そういった方たちに賛同していただいているとかいうものもありますし、うちのようなものもあります。その辺のところは、統一されたものではないというふうにお答えするしかないようなところですよ。

**尾島委員** 過去3回やられていますから、おおむねの傾向はこの調査によって把握できると思うんですけど、やっぱり広範な意見が集約されたかどうかというのは、ちょっと別な視点が必要だと思いますので。

**穴井警務課長** 全国的に同じような視点に立っての統計的なものはあろうかと思いたいで、そういったところは集めまして、検証していきたいと思いたい。

**三浦委員** 副委員長からお話が出るかと思ったんですが、出ないので1点。

別府警察署の移転に関して、現状のところから移転すると、体感治安が下がるんじゃないか、それで周辺に懸念があるというようなお話もありました。私が思っているかどうかは別なんですけど、そういったところに対して県警としての見解を伺いたい。

さらに言えば、私としては、やっぱりかなりいい土地ですから、利活用の先もあるんじゃないかなと思うんですが、どういうふうにお考えなのか。

**穴井警務課長** 現在、旧移転場所のことにしましては、別府の駅前交番と鉄輪交番が管轄をするということで対応させていこうと考えております。特別に今の時点で交番というふうになるのかというのは、これは今後の治安情勢を見ながら考えさせていただきたいと考えておるところです。

それであれば、どういうふうな形態でやるのかということに関しましては、鉄輪交番の機動力を強化して、本署のパトカーを1台そちらのほうに回して警ら活動を強化する。それから、本署のパトカーの警ら強化として、10号線の流動警戒を強化するという形の中で、旧別府署の警戒力の部分をフォローしていこうと考えておるところでございます。

**竹内委員長** ほかに、ご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**麻生委員** 現在、日朝協議が行われているわけですがけれども、北朝鮮に拉致された可能性を否定できない失踪者が大分県にも数名存在する状況でございます。そういう状況の中で、国家としてとにかく取り返そうということで、日朝協議の中にその可能性を否定できないリストとして上げているのかどうかとか、国との協議を含めてどういうふうに行っているのか、その辺、言える範囲で結構ですから、大分県警察として何か動きがあるならば、お知らせできる範囲で教えていただきたいというのが1点。

それから、外務省が渡航自粛先としている北朝鮮に、日本人の地方公務員がかなり行っているということが判明いたしました。それについて把握をしているのか。また、具体的に申し上げますと、県立学校の職員で平成22年に北朝鮮に2名、平成25年に3名行っております。平成25年の3名はALT、外国語指導助手でありますので、日本国籍を持たない外国籍の方々であります。ただ、つい最近でもアメリカ国籍の外国人観光客が北朝鮮に行って、失踪しているということが事実として判明しているわけでありまして、当然、大分県の県立高校の先生として、外国語指導助手として採用している人たちにもしものこ

とがあったら大変ですから、大変心配しているところであります。

また、市町村立学校の先生でも、平成22年に北朝鮮に18名、平成24年に21名渡航している事実があるわけです。基本的に、国家公務員は渡航禁止、地方公務員は自粛ということで、観光とは言いながら、現地に行って失踪しているような外国人も多数いるわけでありまして、大変心配しております。

また一方で、拉致をされた可能性を否定できない方もいらっしゃるわけでありまして、こういった方々の行方を現地に行って捜してくるとか、あるいは普通のルートでは行けるわけがないルートで、国籍が向こうの方はいざ知らず、国籍が日本人の公務員が、普通は行けないルートの間人で行っているというのは非常に不信感もありますし、保護者からも、うちの子が今度そういう目に遭うんじゃないかというような心配の声まで我々のところに寄せられております。

そういう意味において、今申し上げた人数の方々に、現地でそういった可能性のあると言われている失踪者について、見たことがないのかどうか、そういった確認はやっておられるのかどうか、その辺について伺います。

**足立警備部長** まず、北朝鮮による拉致容疑事案でございますけれども、警察としては、全国でこれまでに13件、19名、このうち1件、2名については朝鮮籍のご兄弟の方ですから、日本人ということになりますと12件の17名を北朝鮮がやった事案であろうということで認定をして、このうち8件、11名については被疑者を特定して、指名手配、国際手配しているというところでございます。

それから、これ以外にも、先ほど委員ご指摘のように、どうもうちの子は北朝鮮に拉致をされたんじゃないかという届け出が警察にかなり寄せられておりまして、全国で約850件以上、大分県関係者で申しますと11名の方がうちの子はということで、届け出を受けて精査をしたんですけれども、どうも否定ができないということで、現在、大分県関係者では11名ということになっております。

大分県警察ではどういうことをしているかということ、ご家族の皆さんからお話を聞いたり、付近の聞き込みだとか、いろんな機関、渡航歴、住民票だとか、いろんなところに照会をして、探しているという実態でございます。

もう年数が経ておりますので、新たな情報も得にくいということで、昨年6月からはご家族の了承を得られた方、現在11名中の3名でございますけれども、県警のホームページに顔写真とか、こういった形でいなくなったという具体的な情報も含めて、情報提供を呼びかけてございますけれども、現在のところ新たな情報入手に至っていないということでございます。

今後、事態の進展によっては、北朝鮮側からいろんな資料が出てくるであろうということで、その際にご本人の特定といったことを考えますと、DNA型の資料の採取も、ご家族のご意向を踏まえて、少しずつではありますけれども、やっているというところでございます。

いずれにしましても、政府が認定した13件、19名の方、あるいはそれ以外の八百数十名の方を含めて、警察としては被害者のご家族の心痛に思いをいたして、できる限りのことをやっていくということで考えております。

2点目に先生ご指摘の、団体の人が北朝鮮に渡航したんだけど知っているかということ

でございますけれども、一般論でございますけれども、警察は、公共の安全と秩序を維持していくという責務を負ってございます。その責務を全うしていく中で、いわゆる北朝鮮に渡航する団体とか人物、あるいは北朝鮮の本国の情勢については、極めて高い関心を持ってございます。

ただ、さっき具体的に、ご指摘の団体の人がどうだこうだ、この情報は持っているか持っていないかというのは、ちょっと答弁を差し控えさせていただきます。

それから、訪朝していいのか、悪いのかといったこともございましたけれども、ご指摘のとおりで、国交がないわけです。その中で、外務省は渡航の自粛を呼びかけているということは間違いありませんけれども、現在、日本政府がいろいろやっております制裁の内容をみますと、地方公務員など人の渡航というのは特段公的な制約がないということにもなっておりますので、警察として、その是非を論じるということはなかなか難しいのかなと思っております。

それから、最後のお尋ねは、行った人から話を聞いたらどうかといった内容だったと思います。冒頭の話に戻るんですけれども、警察としては、認定事案、それから否定できない事案を含めて、八百数十名の方については、やっぱり全力で調査、捜査をしてということでございますので、そういった意味では、いろんな情報収集なり、捜査に力を注いでいきたいと考えております。

ただ、それは一般論でございます、具体的にご指摘のところに行って話を聞くのかどうかということについては、どうかご容赦をいただければと思っております。

以上でございます。

**麻生委員** 日朝協議、いよいよ大詰めを迎えて動きを始めるようではありますが、そのときに大分県の11名という方々が帰ってこられるような道筋をつくるために、最大限努力をしておいてほしいと思います。

以上です。終わります。

**竹内委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**竹内委員長** これより教育委員会関係の審査に入ります。

初めに、第83号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 第83号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の19ページをお開き願います。

教職員の定数は、毎年実施される文部科学省の学校基本調査による5月1日現在の児童・生徒数に基づく学級数に応じ、教職員数の標準を定めた法律により算定した数に、県独自で措置する数を加えて算定されることとなっております。

説明資料の1ページをお開き願います。

条例の新旧対照表ですが、上段の第3条、定数の欄をごらんください。

県立学校職員につきましては、昨年に比べて、児童生徒数の減に伴う収容定員の減などにより64人の減少となり、総数で3,651人です。

また、市町村立学校県費負担教職員につきましては、昨年に比べて、児童生徒数の減に伴う学級数の減などにより48人の減少となり、総数で7,402人です。

増減の内訳等につきましては、2ページに記載しています。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 議案書の20ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行った第1号報告平成24年度大分県一般会計補正予算（第6号）について、教育委員会所管分をご説明します。

今回の補正は、22ページから28ページにかけて記載しておりますが、26ページ及び27ページの第10款教育費は、平成25年度の教職員等教育関係職員の退職手当が確定したことによるものです。

詳細につきましては、お手元の委員会資料で説明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。

この表は、平成25年度の退職手当の状況をまとめたものです。

今回確定した退職者数の内訳は、真ん中の列、所要額（B）欄の人数、一番下合計の欄にありますとおり、定年退職225人、勸奨退職152人、自己都合による退職33人の合わせて410人となっています。

これは、3月補正時の見込みより4人下回ることとなり、今回の補正額は、一番右側の列、補正額（B）マイナス（A）の合計欄にありますとおり3億7,311万3千円の減額となります。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**三浦委員** 人数の推移はわかりました。既決と所要額、ちょっとわからないので教えてもらいたいんですけど、定年退職でやめるのが252人の予定のところ225人になって、その分が勸奨になっているんですね。これは何ですか。

**藤本教育人事課長** 当初予算の策定時期が1月中、早期退職の申し出が1月の下旬になります。昨年度の定年退職の見込みのときよりも昨年度の早期退職がふえて、今年度、定年退職予定の者が昨年度早期に退職したということがあって、定年退職の減となっております。

全体でどのくらいの退職を見込めるかということでしたときに、勸奨が昨年度に比べてふえる見込みだということで、この数で、予算の額としては全体で26億円で補正をしたところでございます。

**三浦委員** わかりました。納得しました。

**平岩委員** 私は自己都合でやめたんですけども、勸奨年齢というのは幾つから幾つなんでしょうか。

**藤本教育人事課長** 昨年度から45歳から59歳までに変更になりました。それまでは50歳から59歳ということでございます。

**平岩委員** その勸奨年齢で退職される方は、傾向として年々ふえているというふうに捉えていいんですか。

**藤本教育人事課長** 昨年度の勸奨の退職者が、事務局等も含めて教育委員会全体で150名でございます。25年度が152人ということで、昨年度と比べてそれほどの増はありませんけれども、その前が86人ということで、24年度からは若干ふえております。

それは退職手当等の制度の変更等もあるとは思いますが、さまざまな個人のライフプラン等、そういったものもありますので、一概には判断はできないというふうに思っております。

**平岩委員** わかりました。

**三浦委員** 多分、平岩委員も思ったと思うんですけど、勸奨を受けた年代、せっかくですから主な年代を教えていただければ。

**藤本教育人事課長** 55歳以上が74%というような状況です。

**三浦委員** わかりました。結構です。

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、さきほど審査いたしました警察本部関係と、合わせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり、承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、5月14日から延べ8日間にわたり実施いたしました県内所管事務調査の結果について、検討を行いたいと思います。

執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 委員長を初め委員の皆様には、5月14日から6月6日までの間、延べ8日間にわたり県立学校など21所屬を調査していただき、大所高所からご指導ご助言をいただきました。誠にありがとうございました。

本日は、ご指導を頂いた事項の中から、芯の通った学校組織の構築について、担当課長から説明申し上げます。

**佐野教育改革・企画課長** 芯の通った学校組織の構築について、これまでの経緯も含め、その進捗状況等について、ご説明いたします。

お手元に「第3フェーズにむけて」と表紙に記載した冊子を配付させていただいております。

ます。これは芯の通った学校組織推進プランの区切りである本年度の第3フェーズの開始に当たって、これまでの取り組み、成果、課題、そして、第3フェーズの取り組みのポイントについて整理し、県下の全学校及び市町村教育委員会に配付したものです。この冊子により、説明をさせていただきます。

まず1ページをお開きください。

「はじめに」にありますように、芯の通った学校組織の構築につきましては、平成24年度、25年度、26年度の3フェーズにより、取り組みを進めております。

この取り組みを通して実現したい学校組織の状況は、2つです。

①学力・体力向上等に向けて学校の具体的な目標や取組活動が設定され、その達成のために学校全体で検証・改善を繰り返す学校、②このような取組を行う基盤として校長等管理職のもと、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織、ということでございます。

2ページをお開きください。芯の通った学校組織のイメージ図です。

校長のリーダーシップのもと、ミドルリーダーたる主幹教諭や主要主任が教職員の意見を取りまとめ、企画・立案するなど効果的に機能し、運営委員会での協議を通じて機動的で改善志向の意思決定を行う学校組織をあらわしています。

3ページをお開きください。これまでの取り組みを記載しております。

まず、第1フェーズでは、趣旨の周知と制度の整理をテーマとして取り組みました。4ページ、5ページには、学校評価の手引き及び教職員評価システム実施手引の概要を掲載しています。学校評価では、各学校がみずからの課題に応じて、目標を重点化・焦点化して取り組むことなどを、教職員評価システムでは、その学校の目標に向かって、各教職員が目標を立て実践をしていくという目標の連鎖が行われることを提案してきました。

6ページからは、平成24年度に発出した通知を掲載しております。6ページの通知は、平成24年11月26日に発出したもので、運営委員会を中心とした学校運営、職員会議の役割の明確化等について指導したものです。9ページの通知は、平成25年3月11日に発出したもので、主任制度や主任手当の趣旨等について指導したものであります。

12ページからは、第2フェーズの取り組みについて記載しております。

第2フェーズは、実践・研修・指導による芯の通った学校組織の構築をテーマとして取り組みを進めました。

第2フェーズの開始に当たっては、12ページに掲載している20の観点を示して指導・支援をしてきました。例えば、観点15では、「管理職や主幹教諭のもと、主要主任等が各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮し、校長の学校運営方針等を他の教職員に周知し、指導・助言を行うとともに、教職員の考えを集約して管理職に伝えている」といったことを挙げています。そして、次の13ページに記載のように、各教育事務所に学校改革担当指導主事を1名追加配置するなど指導體制の見直しを図ったうえで、この20の観点について、全ての小中学校に年間原則3回以上事務所が訪問し、直接指導・支援を図ってきたところです。

あわせて、14ページにありますとおり、全ての教職員がマネジメントマインドを身につけるように教育センター研修の改善を進めています。

これらの第1フェーズ、第2フェーズでの取り組みを踏まえて、26ページ、27ペー

ジには、第2フェーズ終了時点の成果と課題についてまとめています。全体としては、27ページの下段にあるように、総じて、「市町村教育委員会・学校で積極的に取組が進められており、学校評価や運営委員会など、芯の通った学校組織の形はある程度整いつつある」、「今後、その質を高めながら、子どもの力の向上につながる実効的な取組を一層進めていくことが必要である」と整理したところです。

そのような状況を踏まえた第3フェーズの取り組み方針を記載したのが、28ページ以降です。

第3フェーズは、芯の通った学校組織の定着をテーマとした上で、その中心課題を5つと捉えております。

1つ目は、学校評価を活用した学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善、2つ目は、教職員評価システムに基づく全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖、3つ目は、主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底、4つ目は、企画立案の場としての運営委員会の活用推進、5つ目は、目標の共有による家庭や地域との協働、であります。

この5つについては、本年度中に、全ての学校において徹底して実施されている状況をつくりたいと考え、現在、取り組みを進めているところです。

これらを通じて、子供たちの力の確実な向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

**後藤義務教育課長** 豊かな心の育成のPDCAについて報告します。

説明資料の4ページをごらんください。

県教育委員会は、豊かな心を生きる力の要素として重視し、協議会や研修を通じて教員の指導力の向上を図ってきました。各学校では、ご案内のとおり、現在、学校の教育目標達成のために、芯の通った学校組織構築の取り組みの中で、知徳体をバランスよく育むことに重きを置き、多くの学校が目標達成に取り組んでいます。豊かな心の育成についても、多くの学校で重点として取り上げ、PDCAに取り組んでいます。

次の5ページ、資料1をごらんください。これは小・中学校が作成したものです。

上段の小学校をごらんください。この学校の教育目標は、確かな学力を身につけ、心豊かで、たくましい子どもの育成です。この目標達成のために、左端に、3つの重点目標を設定しています。

中段の太枠囲み部分が豊かな心の育成に該当する部分です。

友達を思いやる心の達成の姿として、達成指標「やさしい言葉遣いをしている」児童の割合を90%と設定しています。

真ん中上段は、そのための具体的な重点取り組みとして、ソーシャルスキルトレーニングを実施することを位置づけています。

右端には、取り組みを確実にするため、取組指標として、月1回実施を定めています。

このシートは、各学校が行う学校評価項目と連動しており、短期的評価と中長期的評価を組み合わせて評価を行っています。

このように、芯の通った学校では、豊かな心の育成についても評価・改善のPDCAサイクルを確立しつつ、取り組まれております。

**竹内委員長** ただいま執行部から説明がありましたが、ご質疑・ご意見はありませんか。

**三浦委員** 資料の29ページの表の20の観点のうちの15番で、ミドルリーダーがしっかりやらなきゃ悪いね、その位置づけをしっかりとしましょうね。その下の16番に、主任制度及び主任手当の趣旨が全ての教職員に徹底されている。これは通知、2つ3つ出していますよね。そこまでまだできていないんですか。

主任手当とか主任制度の徹底というか、どういう認識というか、現状なんですか。ちょっと教えていただきたい。どう考えても主任手当として出して、当然ながら責任に応じた手当を出しているんですから、何に使うかわかりませんが、拠出してやるというのはどう考えてもおかしいと思うんですけど、ちょっとそこら辺の現状と認識をちょっと伺いたいと思います。

**佐野教育改革・企画課長** 主任制度につきましては、実際、国全体としては、相当前から取り組まれているところであります。

平成24年11月に芯の通った学校組織の推進プランを作っているわけなんですけれども、その前に学校の組織的課題解決力向上検討会議といったものを立ち上げて、その中で、大分県の、特に小中学校において、主任といったものがしっかりと機能していくような状況がいかに十分でないかといったことが、多くの校長先生等からのヒアリング等によって明らかになったということでもあります。

それを踏まえて、先ほど説明させてもらいましたように、第1フェーズ、第2フェーズ、それから第3フェーズに取り組んでいるわけでもあります。

先ほど26ページ、27ページのところで、これまでの成果と課題といったものを掲載させてもらいました。26ページの下側に基盤となる学校運営体制という項目があります。この24年以来の芯の通った学校組織の取り組みの中で、やはり成果として、教務主任を初め、主要主任等が学校マネジメントの重要性を理解し、学校運営に参画する意志が高まりつつあるというふうに考えております。

他方で、右側に課題も掲載をしております。課題の3つ目のぽつがありますけれども、今、主要主任等による教職員からの意見の吸い上げが十分でないことがあります。それから、主任制度及び主任手当の趣旨が必ずしも徹底されておらず、主任手当の拠出について、市町村教育委員会が十分把握・指導していない、管理職がミドルアップダウンマネジメントを十分理解しておらず、主任等を十分活用できていない場合がある、といった捉えもしているところであります。

この主任手当の趣旨につきましては、昨年度1年間通して、各学校現場に対しても再三にわたって周知をしてきたということではあります。そういう中で、現在、主任制度が確立をされつつあるといった状況の中で、主任手当の拠出といったことについても、今後、なくなっていくのではないかと考えております。

**三浦委員** なくなっていくんじゃないか、なくなっていくんじゃないかですずっと来ているんですけど、しっかり頑張っていたきたいと思います。要望です。

それと、もう1点端的に、4.4全県一斉職場交渉というのは何なんですか。わからないので教えてください。

**藤本教育人事課長** 職員団体の運動といいますか、それぞれの分会が学校単位で、年度当初に勤務状況などそういったものを、校長と分会の教員の中で協議をする、話し合うというものです。これについても、いわゆる管理運営事項の対象にはならないということで決

定しております。勤務条件については当然交渉の対象となり得ますので、そういったことについては、校長と教員の間で話し合い、協議、交渉等をするということで、年度当初に一斉で実施されるというものでございます。

**三浦委員** 要するに、ちゃんと交渉ができる部分については、4.4 全県一斉なんたらかんならをやっているわけですよ。わかりました。

それでは、例えばそれがあつた前は、やっぱり管理運営事項というんですか、本来はやってはいけないようなやつがあつたやつと認識しているんですけど、そういうような認識でいいのか。

それと確認ですけど、一部報道によれば、例えば、大阪では各主任については職員会議等々で決めた方を校長に推薦して、校長先生がそれを追認するというような状況があるというふうに聞きましたけど、大分県では決してそんなことはないですよ。

**藤本教育人事課長** 現在の管理運営事項を交渉の対象としないというのは、平成23年度以降、きっちりとしております。それより以前については、なかったと、「あつたんですよ」と言う者あり）ちょっとその辺のところはあれですけども、23年度以降は（「さらけ出さな」と言う者あり）。

**三浦委員** 本当ですよ。あつたんならあつたと言って。じゃないと、また押し込められますよ。

**藤本教育人事課長** それは毎年度通知で、この分については交渉対象となり得る、なり得ないというところまで予備交渉を実施して、交渉に臨むという形での対応をしております。

それと、大阪等の件でございますが、4月末に全学校に確認したところ、そういった状況はないということでした。

**竹内委員長** 爆弾質問になるかもしれませんが、主任手当というのは個人に支払われるんですよ。それがプールされるということを確認できるんでしょうか。そういう手段はあるんでしょうか。

**藤本教育人事課長** 団体の中の会計になりますので、そこまでは教育委員会はできないと思います。個人に対して主任手当を抛出しないように……。

**竹内委員長** 当事者の責任でということになるわけですね。

**藤本教育人事課長** そうです。

**戸高副委員長** わからなかったら済みません、どういう形でまだ抛出が行われているというのが確認できるんですか。自己申告ですか。

**藤本教育人事課長** 今のところは、校長が把握をするという状況でございます。

**戸高副委員長** 校長が把握するというのは。

**麻生委員** ちょっといいですか。これは、民主的に法令に基づき制定された主任制度とその予算、この県議会等々でも議決しているんですよ。この中でも、この部分について具体的に反対というような、この制度に対しては反対という意思表示はたしかなかったですよ。それで議決されて、施行されておる。これは民主的なルールにのっとって、やってきておるんですよ。

一方で、この10ページの下の方に、「貴団体の組合員が主任等として受給した手当を貴団体へ抛出することは」という表現があるんですよ。これ、事実を認めておるから

こういう表現があるんでしょう。抛出させていたという事実がある、これは大問題ですよ。それは明らかにしてください。

**藤本教育人事課長** 主任手当は、一旦個人の給与として入りますので、そのうちから、みずからの意思で出すということになります。

今が1日200円の手当が支給されております。予算としては、年間7,700万円程度が実際に支給されております。対象は1,600人程度の主任に対しての支給でございます。

その一旦支給されたものを自動的にという形での抛出はしておりませんで、あくまでもみずからの意思でということでありまして。一旦、自分の給与としてもらったものの使い道については、なかなか手が出せないというスタンスでございましたけれども、主任制度の定着に反対する取り組みとしての主任手当の抛出という団体の方針等を踏まえたときには、それはやはり是正すべきものだということで、この通知を出して、抛出をすることのないようにという指導等を行っている状況でございます。

**麻生委員** この一番下の方に、「抛出を促すことのないよう要請します」と。そういった事実を認めたのか認めないのか、認める前にこういう形で要請文書として出したのか、そこをはっきりしてください。

**藤本教育人事課長** 具体的に調査を実施して、このような実態だということまで、まだ確認はしておりません。いろいろなところでの情報等を踏まえて、こういう実態があるということでの措置です。

**河野理事兼教育次長** あるかどうかにつきましてはですね、やっぱり在職専従の許可を求るときに、組合のほうから聴取します活動内容、その運動方針によりますと、抛出を求めて、そして、事実抛出をされておるという記載がございますので、これについては我々もそのとおりだろうという認識でございます。それを前提に通知を出しています。

**麻生委員** この問題は、学校現場が大変厳しいと。でも、先生方に頑張ってもらいたいというようなことも含めて、機能するために、目的をちゃんと明確にした形の中でやっていることであります。こういった案件で、保護者の方、PTAの方々が、職員室が最近、物すごくそらぞらしいと。先生間同士のコミュニケーションが実に希薄であると。実は、こういった手当の問題等々で、非常に深いものがあるとか、職員室でのいじめが発生しているんだというような、こういうような声も届いています。

こんなことばかり要らんことをやっているから、子供に向き合う時間がないんですよ。これは強く、委員長報告の中にも、ここの部分は徹底して（「賛成」と言う者あり）やってもらいたいことを求めておきたいと思っております。

**三浦委員** さらに言うと、麻生委員が言うように、議会としてはあくまで主任手当として抛出したものを、別の目的に使っているんですから、それは私は県民に対して申し開きできませんから、こういったことには強く委員長報告を求めておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

**麻生委員** もう1点。これは民主主義のルールにのっとってやったことで、反対もしていない、全会一致だったと思うんですよ。

それがこういうような実態になっているのは、やり方としても、これはひきょう極まりない。そこはしっかりと、委員会としても申し上げておく必要があるかと思っております。

以上です。

**小野委員** 私も久しぶりにこの委員会に所属するようになって、今回の現地の調査も含め、また、これについてもじっくり読んでみました。まず感想は、ここまで来ているのかというのが率直な思いなんですけどね。

例えば、先ほど目的とか言うけれども、その目的が何なのかということで、やっぱり議論もしなきゃならない、考え方は違うわけですから。そこで、この主任手当にしても、どこかの県のように、要らんぞというようなことをやっているわけじゃなくて、一応きちんと受け入れて、そして、その学校で決められた主任としての仕事をそれなりに力いっぱいやっているという実態があるんですね。だから、主任としての仕事を教職員がしていないという判断をされているのかどうか、またお聞きもしたい。

ただ、教職員団体としては、この主任手当制度そのものについては、心から賛成する制度ではないということでこうやってるわけです。（「ひきょうやん。反対しとらんやん」と言う者あり）しかし、主任手当そのものは財布に入っているわけよね。返したわけじゃないのに。（「いや、一貫していません」と言う者あり）ですから、そこら辺の問題を整理しなけりゃいかんと思います。

それから、先ほどから議論で、職場の主体性だとか自主性だとか、こういうのをつくろうという、そういう呼びかけは委員会のほうもやられていますけれども、そこから議論しなきゃならないのは、子供にとっての主体性とか自主性というのと、教職員にとっての主体性と自主性というのが、ちょっとちぐはぐのような感じがしたりします。そういったところをこれから議論もしていきたいと思いますが、この問題については、私の感想というのか、もっともっと議論もしていかなきゃ、一方的に決められる問題じゃないということ強く。

**竹内委員長** ちょっと、私から小野委員に確認をします。普通、会社で役職がつきますと、役職手当がつきます。それを組合、労組に出すというのと同じことのように思えるんですね。それは組織として、そういう一番下位の一般の職員、社員がいて、次にそれを統括する中間管理職がいて、それが吸い上げながら、さらに上部に行って、上部がやっぱり最終的には判断をして、それを踏まえながら今度は上から下へ流していくので、大抵の組織は成り立っているんですが、小野委員の話を聞きますと、その中間的な人たちは一生懸命やっていると。それに対して手当をもらうことは、うなずけないというふうに受けとめたんですが、違うでしょうか。

**小野委員** いや、手当もらってるんですよ。

**竹内委員長** もらっていても、それを違う、一括してみんなが個人で使うのではなくて、一部の人が労組運動に使うということをして、一部の人はしない、そこにこちらは差別が起こって教職員の不和が起こっているという表現をしています。そういうふうに言っています。（「一応意見として言っているから。いいんですよ、意見だから。質問じゃないから」と言う者あり）というのがあります。

そういうときに、芯の通った学校組織というのを認めるか認めないかという問題にまた戻るわけですね。それでいいですか。

**麻生委員** 個人の意見として、聞き流しでいいじゃないですか。

**小野委員** だから、ここに出している通知とか、教育委員会のほうから出しているわけで

すから、私がそれについて言うのは何を言ってもいいと思うんですけれども。それを私はだめとか言っているわけじゃない。

**麻生委員** まあその件はそういうことで。

**竹内委員長** 私自身がちょっとわかってないので、小野委員がおっしゃりたいことがよくわからないので聞きたいんです。

こちらにした質問じゃないので、ちょっと質問です。質問の意味がよくわかっていないという意味です。だから、その中間にいる方たちが一応受け取った後、どう使おうと自由だということを言いたいんですか。

**小野委員** 僕はまだ、いや、質問はしていませんよ。思いをね。

**竹内委員長** 思いを言いたかったんですね。じゃ、それはそれでいいです。その思いを言いたかったということがわかればいいんです。

**尾島委員** 仕事のことはね、もうご指摘のように、主任としての仕事をきっちりして、その対価として主任手当が支給されているという事実は、これはこれでいいと思います。

それで、抛出の問題ですけど、私が聞いたところでは抛出は決して強制的ではない、全主任が抛出をしているわけではない。出していない主任もいらっしゃるということでありまして、それが主任手当を財源として活動するか、ある活動の財源として主任手当を当て込んでいるということでもないというふうに思っていますから、（「何ですかね」と言う者あり）いや、そうでしょう。

そういうことでいえば、一旦個人がいただいたお金を善意の抛出として出すわけですから、善意の抛出によって行う行為ですからね。これはもう、仕事をしとらんとかいうことであれば別ですけど、それをやっとするのであれば、そんなにガーガー、特定団体のことについて言うべきかなという気がしますけどね。

**竹内委員長** 両方の意見はもう出尽くしたように思います。戸高副委員長、何かありますか。

**戸高副委員長** いや、もうちょっとわからないなというのがある。

要するに、本人から自己申告でこういう形で組合から要請があったということがあれば、それはよくわかるんですけれども、その他については、一回いただいたお金を組合費等に抛出するということになる、その主任手当をいただくべき対象者が、組合費がその月からふえるとかいうことが現実的にわかるのであれば、それはいいんですけれども、そういった個人の申告によって、そういう組合からの要請があったとか、主任手当をいただくようになって組合費がふえたと。そういった事例がもしあるのであれば、お聞かせ願いたいなと思うんですけど。

**藤本教育人事課長** 主任手当の抛出、実態がどうかというところは把握はしておりません。

この団体の運動方針の中で、主任体制化阻止の戦いをするため、主任の阻止の取り組みとあわせて、賃金支払日に主任みずから手当を抛出することを運動として上げておりますので、一旦自分のところにお金が入った中でも、その目的にお金を抛出することが、県の教育委員会、法律の目指すところには反するのでやめてくださいということ、今、取り組んでいるところでございます。

**麻生委員** ただいま組合の運動方針という話があえて触れられましたので、お伺いしますが、適法な交渉というのは、給与、勤務体制、その他の勤務条件に限定されるということ

ですよね。

公共団体の事務の管理運営に関する事項は、適法な交渉の内容とすることとはならないわけでありますから、そういう意味において、この勤務手当という部分は、私の感覚では管理運営にかかわる事項に入るんじゃないかなと思うんですね。むしろ、それを条件をよくするためならわかるんやけど、それを要らないよというような運動というのは、これは管理運営に関する事項というよりも、むしろ政治闘争的な政治活動に入っているような気がしてなりません、そのあたりはいかがですか。

**藤本教育人事課長** 手当等に関することについては、給与の関係がございまして、勤務労働条件の1つということで、交渉の対象にはなりません。

それについては、当然、支給対象の1日の額とかそういったものが交渉の対象となりますので、その辺のところは交渉の中で、その額がどうかというようなのを交渉してきているところじゃないかなと思います。

**麻生委員** その場合に、主任手当というのは、民主的ルールの中の議会の中でも、明確な反対意見表示するところがない中で予算も決定している。これは民主主義のルールにのっとって決定していることなんですよ。

しかも、そういった手当があるにもかかわらず、その手当は要らないというような主張を、その組合はしているということでもいいわけですね。その確認だけちょっと。

**藤本教育人事課長** 運動方針の中で見ますと、主任の体制化阻止のために、みずから手当を抛出してくださいというような記述があるということでございます。

**麻生委員** ということはね、まさしくそれは、手当は勤務労働条件かもしれないけれども、これは地方公共団体の民主的ルールの中で決定した事務管理運営に関する事項に、明らかに当たるということを指摘しておきたいと思います。

**三浦委員** 確認ですけど、要するに抛出しているというようなのは、もう事実としてあるということで確認した上で、通知は発出しているという確認をさせてください。

それと、先ほど尾島委員が言われたのは、要するにしっかり仕事しているから、もう別にその分のお金をどこに使おうと勝手じゃないかというようなことは、どう考えても私ね、それは税金が使われているんですから。県民の理解が得られないと思います。

**平岩委員** それはあなたの考え。

**尾島委員** それはあなたの考え方やろう。

**戸高副委員長** 委員同士で議論する場ではないので。

**竹内委員長** そう思います。だから、打ち切りたいと思います。

皆さん、ちょっとエキサイティングしました。少しトーンを落としてブレイクしましょうか。5分ほど休みます。55分に開催します。

1 4 時 4 5 分休憩

1 4 時 5 5 分再開

**竹内委員長** 再開をしたいと思います。

議論が錯綜し、エキサイティングして皆さんの頭の中も忙しいと思いますので、冷静に見ておられました河野教育次長がまとめてくださいますので、お願いします。

**河野理事兼教育次長** 教育委員会の考え方を少しご紹介させていただきます。

主任につきましては、学校教育法施行規則の中で、主任の職務については校長の監督を受け、教育計画の立案その他教務に関することについて連絡調整及び指導、助言に当たると、これが法律上規定された表現です。この職務に対する評価として、県の特殊勤務手当支給条例の中で、いわゆる主任手当、特殊勤務手当として、1日200円という手当が支給されている。これが法令の内容でございます。

私ども県教育委員会とすれば、学校が組織として最大限の力を発揮するためには、この主任制度というのは絶対欠かせないというふうに思っています。例えば、三、四十人、50人の学校であれば、そこに組織というものがなければ、これは全く機能しません。そういった意味合いで、校長、教頭が組織的にその力を発揮する、もしくは学校が力を発揮するためには、この主任制度は欠かせないという位置づけです。

そういった意味で、今の教育改革の取り組みの一つとして、芯の通った学校組織という中で、職員会議の法令の位置づけとあわせて、この主任制度の確立というのが、この取り組みの大きな柱になっております。それをすることによって、学校が最大限の力を発揮するという内容です。そういうことを前提に、職員団体の運動方針では、全部ではございませんけど見てみますと、全職員による合意形成に基づく学校運営を行うために、職員会議を職場の最高議決機関とするというのが、一つの運動方針です。それと、これに合わせまして、主任体制化阻止の闘いを強化しますと。主任の自主組織化の取り組みとあわせて、賃金支払い日に主任みずから手当を抛出する体制を確立しますと、こういった表現がございます。ある意味では、法令の趣旨から見れば、これは問題のある内容ではなかろうかというふうに考えております。

そういったことから、青本にありますけれども、平成25年3月8日付で職員団体に正式な文書通知をして、各学校長に対しても同様の趣旨を通知して、そして、主任制度の趣旨の徹底を図るということで取り組んでおると、こういった内容でございます。これが主任制度、もしくは主任手当抛出に対する考え方の整理でございます。

以上です。

**竹内委員長** わかりました。皆さん、だいぶ明解になりましたですね。

それでは、ここで議論を進めてもなかなか実りがないので、一応ここで打ち切って、私と、戸高副委員長と、また教育委員会と相談をいたしまして、これを報告するかどうかということも含めまして、「一任」と言う者あり）一任をしていただいて、また皆さんに後日連絡するというところで決着を図りたいんですが。

**小野委員** ちょっと待って。2人で相談して、委員会と相談をして…（「こっちはこっちで」と言う者あり）。

**竹内委員長** いや、わからないところを聞くということです。

**三浦委員** まずは、委員長報告するかどうかだけ諮ってもらって。

**竹内委員長** 2人でよく相談をしまして、また、わからないところは教育委員会に説明を求めながら決めたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局、いいですか。

**事務局** 報告をされるということであれば、委員会の中で先生方でご討議ください（「委員会で報告をするということでよろしいですか」と言う者あり）。

竹内委員長 それでは、そういうふういたします。

委員会で報告をしますか、どういたしますか。

三浦委員 委員長報告でお願いします。

尾島委員 それはそれでいいけど、それだったら中身をちょっと言うてもらわんと。

三浦委員 こうすればいいじゃないですか。ある程度、先ほどのような話の中でまとめていただいて、それで、委員長、副委員長に一任をすることに皆さんから同意を得ればいいんじゃないですか。

もちろん文案については後ほど皆さんにお配りすると。

竹内委員長 異議のある方が、中に入れないでほしいこと、入れてほしいことがございますか。

小野委員 この委員会で決める…。

竹内委員長 だから、諮って、私たち文案をつくるのに、恐らく事務局も困るだろうと思うんですけど。

お二人の主張はだいぶわかったんですが。

尾島委員 だから、今4人で、とにかく主任手当の一件については委員長報告に入れるということが言われたから。

竹内委員長 4人というよりは、7人で今決めたんですけどね。

尾島委員 いや、入れる入れないでいえば、こっちは反対ですから。

竹内委員長 じゃまず、入れるか入れないかを決めましょう。

入れるのは4人で、入れないは3人でよろしいですね。じゃ、入れます。

事務局 ちょっと待ってください。

〔委員長、事務局協議〕

竹内委員長 ちょっと私がふなれなために、議事の進め方がよくなかったのもといいたします。

ご異議がありますので、挙手により採決をいたします。

主任手当の一件について、委員長報告に入れるかどうかについて、入れるべきだと決するかどうかについて賛否を問います。

入れることに賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

竹内委員長 反対の方、挙手をお願いします。

〔反対者挙手〕

竹内委員長 可否同数でありますので、私の最後の決定となります。

私は入れることに賛成いたしますので、4対3で報告に入れることにいたします。

以上です。

内容については、どの程度の議論が要りますでしょうか。

麻生委員 委員長一任で、一部反対意見があったことも申し添えるということで。

竹内委員長 今、麻生委員から提案をいただきましたが、委員長一任をいただいて、反対意見もあったことをつけ加えるということではいかがでしょうか。

尾島委員 もう4対3ですから多くは申しませんが、一任しますので、できたらその文面を事前に報告していただきたい。いきなり読むんじゃないに。

麻生委員 穏やかな形で考えます。

平岩委員 私も多くは申しませんが、もう教育問題については対立する部分があるんです。それで、教育委員会の目指そうとするところと、組合が願っているところの違いもたくさん出てきていて、それを一々全部取り上げていたら切りがないというところもあります。

こんな議論ができたのは、きょうはある程度よかったと思いますけれども、私たちの思いも、やっぱりきちっと伝えることも大切だと思いますので、全部これ、下に行くほど課題が山積していますし、重たいものがたくさんありますので、やっぱり全部報告に入れるとなったら大変なことになるなと思っております。

竹内委員長 これは今のように決定いたしました。文書ができましたら反対意見の方にもお諮りして、最終決定は委員長に任せていただきたいと思います。

以上で終わります。

では、ほかに、芯の通った学校組織について、どうぞ。

麻生委員 同じく今の11ページ。これはもう要望にしたいと思いますが、きのうの報道、新聞の一面にも出ていましたように、学校の先生は大変忙しいと。確かにそのとおりであろうと思います。

ただ、せんでいいようなことをいろいろ過ぎて、やっぱり子供たちと向き合う時間が少ないということもあるんでしょうが、ここの11ページにも記載されていますように、北海道が義務教育費国庫負担金の返還を求められたような事案が発生してるわけで、今までのやりとりの中でも、大分県はしよわねえんかな、というのはもう痛感しています。そういったことにならないように、お互いにそこら辺はチェックをしながら、早急な改善を求めていただきたいと思います。

それから、18ページに、広島県教育委員会の関係で、教育内容関係で国歌の斉唱という部分があるんですが、ワールドカップ・サッカーの関係で、日本代表の試合のときに「君が代」が当然流れますよね。そして、それを聞いた小学校低学年の女の子が、家でピアノを弾き始めたらしいです。そして、弾きながらそのお父さんに「パパ、これ戦争の歌」って聞いたらしいんです。そしたら小学校高学年のお兄ちゃんが、「それは先生から教えられた」と言うらしいんですよね。これはもうけしからん話で、先ほどいろんな考え方があるという部分で、これはもう明らかに、学校現場で政治思想の教育を強制的にやっているような心配があると思うわけです。

例えば、「君が代」という歌は、作詞は詠み人知らずで、古今和歌集で、作曲は林廣守さん、奥好義さん、フランツ・エッケルトだとか、そういうような教え方というのがどうなっとなのかいなと、びっくりして聞いたんですね。だから、そのあたりのことを含めてどうなっているのかちょっと気がかりでありましたので、これはもう指摘で結構です。答弁要りません。

それから、今回、各学校を所管事務調査で回ったときに、学校評価について、それぞれの学校の学校評価を校長先生が記載しているんですが、ちょっと違和感を感じました。自分の学校の評価を、校長が、いわゆる起草責任者で表現していると。これはせっかく第三者評価をいただいているわけで、第三者評価の表現として出すべきものであるならば、何かそこら辺、工夫を求めておきたいと思います。

以上です。要望で結構です。

**佐野教育改革・企画課長** 学校評価に関しては、評価が概念上3つあります。自己評価と学校関係者評価、それと第三者評価ですね。学校関係者評価というのは、学校にかかわっている方、例えば、保護者とか地域住民の方が評価をするというものであります。

いずれにしても、まず学校の自己評価があって、その自己評価を学校関係者が評価するというのが学校関係者評価、それが法的な仕組みであります。第三者評価が入っていない学校もあります。いろんな評価の仕組みの中でやっておりますので、それをうまく組み合わせながら進めていきたいというふうに思います。

**麻生委員** 実際に行ってみて、評価書の一番最後のところ、あそこの表現の仕方というのは、やっぱり厳しい指摘のほうが改善に向けてみんな一体となって改善していこうということになるでしょうから、それをお願いしたいと思います。

それから、今回、各学校の所管事務調査も含めて、それぞれ行った先で、ことし指摘したことに対してどう改善したかと。

監査委員で行くときは、必ずそういった表現あるんだよね。そこからスタートして、ここまで頑張りましたというその次のステップの話はできるんだけど、文教警察委員会が行ったときに、いろんな指摘をしていることを、やっぱりどう取り組んだかということが表現できれば、さらに進化していくんだらうと思いますので、それも提案をしておきたいと思います。

特に義務制の場合、小規模校が大変多いものですから、そこがやっぱり一番課題だなと。いろんな課題の中でも、そのときに市町村教育委員会の市町村教育計画とか、基本計画、これとこういったものがうまくマッチングして、整合性のあるような形に早くつくって、調整を図っていただきたいと、十分な調整を期待しております。

以上です。

**竹内委員長** ほかによろしいですか。

**平岩委員** 私も指摘だけ伝えておきたいと思いますが、この芯の通った学校運営組織をつくるということで、校長のマネジメントも求められていますけれども、校長によっては少し勘違いを起こしていて、少しパワハラな部分が出てきているというようなことも、学校を伺ったときに聞いております。

また校長がきちんと冷静に対処できるように、何か権限を与えられたから、全部自分が決めていくんだというふうな強さを見せることがそうだと感じているところもありますので、ここはきちっと指導していただきたいと思います。

**竹内委員長** ほかにいいですか。なければ、私がちょっと申し上げます。

芯の通った学校組織ということで、学校の中がスムーズに運営されて、教育目標が達成するように取り組むということは、とても評価しております。芯の通った学校組織も、うまく機能すればいいものを持っているのではないかと考えていますが、少しこれを見たときに、ことしが完成の年というのに、それでいいのだろうかという疑問を所管事務調査の中で覚えました。

河野次長にも個人的に申し上げましたように、教育目標というものが、各教育委員会や、あるいは学校によって、きちんと一貫した受けとめられ方がまだ徹底していないのではないか。各部署によって、ちょっと、あれっ、と思うようなものが多々見られました。

それから、やはりこれは第1フェーズで取り上げているのが学力と体力の向上で、わか

りやすい、数字に出やすいものから取り組んだのは評価しますが、一番肝心なのは豊かな心ですよね。それが、ここが一番最初のらせん図のところでも、いじめ対応とだけなっているんですね。そうすると、この新しい時代を生き抜く子供の心というのが、豊かな心というのがどうあったらいいかということが、やっとなんかして少し始まったかなと思うんですが、それはもう少し、えっ、と思うような内容でした。

まず、不登校とか、ひきこもりに通じるような心の育みというのは、自己肯定感の中でも特にコミュニケーションは、言葉、優しい言葉かけというのは、つくればできるんですよ。つくことで心が後からついてくることもあります。やはり人は、実は意識は言葉でどうでもつくれるんです。うそも言えます。言い取り繕いもできるんです。でも、皆さんおわかりだったと思うんです。先ほど議論をしたとき、皆さんが判断したのは言葉だけではないんですよ。エキサイティングしている、その背後にある感情とか、生理現象とか、そういうものが肯定し合っていなかったら、幾らいい議論をしても、それは存在を認め合ったいい関係にならない。そこに子供は苦しさを感じて、学校へ行きたくなくなったり、いじめを考えたり、いろんなことが起こるわけです。

だから私は、最終的に、大分県の教育はこういうことがあったからこそ、全国にも一番誇れるような、そういう豊かな心というものを本当に捉えたのを、今、佐野教育改革・企画課長がいい顔でうなずいてくれるので、同じなんだなと思っているんですが、こういうことで私たちは判断をしていますし、子供もそうです。

そこら辺をより深く研究されて、私の希望です、意見です。芯の通った学校組織をもう一段上げて、そういうところを実のあるところにしていくのを、次に組み立てていただけたらと思っています。

**野中教育長** 最後に1点だけ。県下各地を見ていただいて、特に芯の通った学校組織について関心を持っていただいて本当にありがたく思います。

きょうの議論の中で、いろいろ指摘、議論があっています。まだまだ委員長のお話しにあった心の育成面とか、さまざまな課題があります。

今年度、本当に定着の年ではありますけれども、今年度まず、取り組みをもう一回見直して、次の段階を検討していきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

**竹内委員長** 文教警察委員会の一人一人も同じことを願っていると思いますので、よりよい成果に結びつくように、議会も執行部も一緒に共同できたらと思って、私のまとめとさせていただきます。

以上でよろしいでしょうか。今の件に関して、ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これで県内所管事務調査結果の検討を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、最初の3件をお願いします。

**佐野教育改革・企画課長** 教育委員会制度改正法についてご報告いたします。資料6ページをごらんください。

去る6月13日に改正法が成立しました。改正の趣旨としまして、教育の政治的中立性、

継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとされています。

次に、改正法の概要です。

まず、1 教育行政の責任の明確化です。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこと。教育長は、首長が議会同意を得て直接任命・罷免を行うこと。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること。教育長の任期は3年とし、教育委員の任期はこれまで同様4年とすること。教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することです。

次に、2 総合教育会議の設置、大綱の策定です。

首長との一層の連携を図る仕組みとして、首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成されること。首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定すること。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うとともに、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないこととあります。

次に、3 国の地方公共団体への関与の見直しについては、これまで児童生徒等の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができるとされていたところを、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、指示ができることを明確化したものです。

4 その他については、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならないこと。現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職すること。それから、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとされています。

最後に、施行期日は平成27年4月1日ということとあります。

本改正については、今月の17日の教育委員会会議で報告をしております。

その際、教育委員長から、これまでも大分県教育委員会は、所管の事務を責任を持って担うことにより教育の質の向上を図ってきており、また、知事には県政全般を統括する立場から、県民の意見が教育行政にしっかり反映されるように予算等を通じて教育行政を支援していただいている、今後とも、新しく設置される総合教育会議などを通じた、一層の知事との連携のもと、教育行政に携わる関係者がそれぞれの役割と責任をしっかりと果たすことにより、教育の充実を図っていくことが大切だと考える旨の発言がありました。

以上でございます。

**後藤義務教育課長** 大分県における全国学力・学習状況調査結果公表の取り扱いについて、報告いたします。

平成26年度全国学力・学習状況調査結果公表の取り扱いにつきましては、去る6月17日の第5回教育委員会会議において公表する概要等を決定いたしましたので、7ページの資料をもとにご報告いたします。

7ページの資料をごらんください。

まず、県教育委員会が結果を公表する意義につきましては、（１）成果を上げている学校の取組を参考に自校の取組の検証・改善を進めること、（２）家庭や地域に対する説明責任を果たすこと、（３）学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進することにあります。

とりわけ、県教育委員会としましては、県内全ての小・中学校の学力水準を向上させるために、優れた学校の取組を公表することによって、各学校が、自校の取組の検証・改善を進めることができるような環境を整えることが大事であると考えています。

公表の方針につきましては2にあります。大分県全体の結果及び分析結果、改善方策とともに、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組等々を公表いたします。

3につきましては、調査結果の公表は県教育委員会のホームページ上で行う予定でございます。8ページ以降にその公表のイメージをつけてございます。

4学力調査の県の結果につきましては、4（１）で示したものを公表いたしたいと思いますが、（２）公表に同意した市町村の平均回答率及び分析結果・改善方策等は、少し丁寧に説明いたします。

市町村につきましては、これまでは、実施要領下ではできないことになっておりましたけれども、26年からは同意を前提に認められております。①市町村別平均正答率一覧、②各教科の分析結果及び改善方策、③質問紙調査結果、④市町村学力向上アクションプラン概要等をホームページ上で公表したいと思っております。

最後に、学校の調査結果の取り扱いにつきましては、市町村・学校が公表に同意した学校の学校名及び取組の好事例を公表いたします。

具体的には、①基準を満たした学校名の学校規模別一覧、②基準を満たした学校の学力向上プラン、③基準を満たした学校の効果ある取組事例です。

なお、公表基準は、平成25年度、26年度の両年度において、全ての教科、国語A・国語B、算数・数学A、算数・数学Bで全国の平均正答率を上回った学校とします。つまり、異なった学年の児童生徒で、2年連続して全国平均を突破した学校が公表対象校となります。

極小規模校の取り扱いにつきましては、従来の県調査の扱いと同様に、個人情報保護の観点から、学校名は公表いたしません。市町村・学校が希望すれば、公表に応じるものといたします。

なお、過度な競争や序列化にならないよう公表される学校の平均正答率等、具体的な数値については、県教育委員会としましては、公表いたしません。

以上で、報告を終わります。

**藤本教育人事課長** 説明資料の13ページをお開きください。

教育センター機能強化学業の進捗状況についてご報告いたします。

1の施設の状況にありますとおり、本センターは昭和45年7月に開所しました。建物は、本館、宿泊棟、情報教育棟及び同別館から構成されています。最も古い本館及び宿泊棟は、築44年が経過するところです。

今回の大規模改修により、17ページにあります新しい教育センターが今年度末に完成いたします。手前が本館、奥が情報教育棟になります。また、建物の配置は下段の図のと

おりです。

改修に合わせて、充実に向けた見直しを重ねています教職員研修体系については18ページをごらんください。

上段にありますように、平成20年度以降、教員採用試験や管理職試験の見直しなど、教育改革に徹底して取り組んできました。また、人材育成方針の欄にありますように大分県が求める教師像に沿った教員を育成するため、教育センターにおいても、下段のとおり教職員研修体系の見直しを図ってきました。

中ほどにありますのが、研修見直しのポイントです。

まず、①学力向上等学校目標の達成に向けた取組の推進を図るため、教育センターが実施するすべての研修にマネジメントの要素を導入しました。

次に、②教職員研修の充実の中で、大量採用となる若年期を対象とした研修を初任者研修の見直し、採用前研修の新設等により充実を図っています。

また、③多様化する教育課題への対応として、ワークショップを取り入れた研修や、いじめ不登校等にきめ細かく対応できる相談体制の充実も行っているところです。

そういった見直し等の中で、見直し前の体系から見直し後、特に初任の段階での研修を強化するということとあわせて、管理職候補者研修等で管理職の研修を実施するということで体系を見直してきているところです。

このような研修体系の見直しに基づきましたのが、13ページにお戻りいただき、一番下の段の研修環境の整備の欄をごらんください。

まず、(1)研修室の整備として、ワークショップ形式、グループ討議、ロールプレイングを取り入れた多様な研修に対応できるように、40～90人収容の中規模研修室を充実します。

次に(2)実験・実習室の整備として、実験・観察に基づく科学的思考力の育成を指導するため、統合した実験・実習室を充実します。

最後に(3)教育相談室の整備として、喫緊の教育課題であります特別支援、いじめ及び不登校の教育相談等に柔軟に対応できる施設整備を充実するものです。

具体的には14ページをお開きください。

4の整備内容にありますように、研修室等の整備のために、本館及び情報教育棟を効率的に改修し、新たな研修体系に即した環境を整備します。

次に、5の予算概要ですが、平成25年度の実績と平成26年度の当初予算で合計12億1,637万8千円を計上しています。

次に、6の工事スケジュールですが、本館は現在改修工事に入っており、12月の使用開始を予定しています。情報教育棟の改修工事は既に終了し、研修に使用しています。

なお、近年の宿泊研修は、青少年の家等を活用して実施していることから、老朽化した宿泊棟は12月から解体し、駐車場への整備を予定しています。

なお、次の15ページが改修前、16ページにありますのが改修後の各階平面図となります。

以上が、教育センター大規模改修の概要です。隣接する大分県自治人材育成センターとも連携し、大分県全体の教職員の資質向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**麻生委員** 1点、要望を行います。教職員研究所、建てかえて、体系も見直すということですが、この体系図を見ると、職場研修というか、OJTがちょっと弱いかなという気がしているので、先輩が後輩をしっかり育ててもらうような形で、職場の風通しがよくなるようなことをお願い申し上げたい。

そのためには、教育長を筆頭に、いつも苦虫かみつぶしとったんじゃ暗いので、笑顔の研修もひとつ何か項目としてぜひ入れて、笑顔を振りまく現場にしてもらうことを強く求めておきます。

以上です。

**竹内委員長** ほかにはございませんか。

**尾島委員** 教育委員会改革で、施行日は来年4月1日からになっていますが、確か附則で、任期の途中であれば、その任期が終了するときというのがあったんじゃないかと思うんですけど、大分県はどう考えておりますか、県のほうは。おおむね9カ月ぐらいでその時期はやってくるんですか。

**野中教育長** 経過措置がございまして、私の任期があるまでは現行制度でもいけますと、可能であると書いてあるだけであって、どうするかはそこそれぞれの自治体での状況によると。

**尾島委員** 教育委員長さんもいらっしゃいますのでね、教育長と教育委員長さんが。一応その関係もありますから。

**野中教育長** 誰がなるかということですがけれども、現行の教育長がなるか、現行の教育委員長が兼ねるのか、全く新しい、いろんなパターンがあるかと思います。

**平岩委員** 教育センターなんですけど、プラネタリウムがあって、一度見せてもらったことがあるんです。操作できる先生は1人しかいなかったんですけど、結構いいものだったと思うんですけど、それがどうなっているのかなということ。

もう1点は、全国学力・学習力調査の結果ですがけれども、これは後藤課長ですけど、過度の競争にならないようにと文科省も言われていて、平均正答率を出さないことが過度に競争にならないので、クリアした学校名だけを出すということなんですけど、学校が今置かれている状況は、競争するというよりも、何とか平均正答率を超えなければいけないというプレッシャーがかなりかかっているなど。

だから、地教委も、校長も、1点でもいいから上げてくれと言っているような状況になっていると思うんですね。そこらあたりの何か、これ絶対に学力調査の目的ではないと思うんですけど、私、そこらあたりのことが一番気になるんですけど、そこを課長はどのようにお考えでしょうか。

**藤本教育人事課長** 教育センターのプラネタリウムについては、もう廃止ということになります。

**後藤義務教育課長** 平成19年に全国学力・学習状況調査が始まったときには、大分県の学力は非常に厳しい状況でございました。

まず、我々は、本県も全国水準、全国平均の学力を達成しなければいけないというふうには思っています。それは、大分に生きている子供たちの未来のためにでございます。

まず、我々は全国水準ということを目標にしながら、ここを達成するために県下のよい

取り組みを共有して、どこの地域で学ぼうとも、まず一定水準、全国水準の学力が保証できるような体制をつくりたいということで、この公表につきましても、好事例を共有するという趣旨で公表に踏み切りたいというふうに思っています。

以上です。

**小野委員** 公表の問題で、私が受けている情報としては、公表する、公表しない、検討するの3つに分けるときに、公表するが5、公表しないが5、検討中が8というのが私の知識ですが、大体そういうことですか。

**後藤義務教育課長** 市町村が単独に自分の管内のことを公表することについては、まだ承知しておりません。私どもは市町村に同意をいただいて、市町村の結果を県のホームページに載せるか載せないかということで、市町村に同意いただけますかというふうなことで取り組んでおります。市町村ごとのことは承知しておりません。

**三浦委員** 今度、県内視察で県立高校に行って、それで、いろんな高校の先生方に聞いたのが、基礎学力が定着していない生徒がかなりいるというようなこと。当然この全国学力・学習状況調査のボトムアップで、それがしっかりできているのかなど、その報告を聞いて思ったんですが、ちょっと皆さんが言われるのと、実際に高校で聞く状況が違うものですから、どういうふうなご認識かなど。

**後藤義務教育課長** 例えば、県独自の大分県学力定着状況調査という調査をやっております。これは主に基礎・基本の部分の厚く見る調査でございます。これも21年当時から5年間ぐらい見てみますと、だんだんと子供たちの状況が今改善されております。

義務制におきましては、先ほど申し上げましたように、そういう全国の水準を達成するように、小・中学校と目標を一にして頑張っていきたいと思っております。近日中に、ことしの調査の結果についても公表できるのではないかと考えているのですが、またそのときにご意見等賜りたいと思います。

**三浦委員** わかりました。もう結構です。

今、麻生委員が高校教育課長に聞け、高校教育課長に聞けと言うので、高校教育課長、ちょっとご認識いただければと思うんですが。

**高畑高校教育課長** 幅広い学力の問題かというふうに思っております。高校現場、高校のほうは、高校の数だけそれぞれ実態が違うというふうな状況もございます。学科によっても随分違います。そういったことを踏まえて、大つかみで言うと、確かに高校入試等、あるいは現場のお話聞いても、かなり学力の幅が大きくて、例えば、専門高校の幾つかの学校などでは、1年生の初期に学び直しの取り組みをして、しっかり基礎学力の補充をやっていてというような取り組みもふえております。そういったところを考えると、そういった部分にも高校でもしっかり対応しているという状況があります。

**三浦委員** 当然、義務教育ですから、さっき言ったように、全県どこに行っても同じような教育が受けられるような状況をつくっていくというのが大事だと思います。ちょっと高校教育課長と義務教育課長、言われるのが違うような感じがしましたので、よろしく願います。

**竹内委員長** 最後に私のほうからも1つ。

点数を上げるのはとても大切と思うんですが、点数を上げる方法はいろいろあります。どの層に焦点を当ててどのようにするか。上部層をうんと上げれば平均点は上がるんです。

それから、体力のところでも、私はあれは体力じゃなくて技術力を上げているんだというふうに視察を見て思いました。でも、本当にたくましくて、丈夫で、健康ということをもう一回ちょっと検討していただきたいなと思っています。

それから、この研修体系の見直しが13ページに出ているんですが、少し何か説明が、上の段と下の段の関連とかがよくわかりにくいですね。小・中学校義務制では、教師横並びということをお願いしているというふうに聞いていますが、研修も横並びにしていると、教育委員会そのものが研修を横並びにしているように見えます。

私は、教師のキャリアプランというのを最初につくって、私はマネジメントが得意だから、誰をも大切にしながら意見を集約して学校をまとめるマネジメントをやってみたいとか、人の気持ちがよくわかる心理カウンセリングを使いながら人間関係を構築する力、研修を深めたいとか、特別活動を中心に生徒の個性を伸ばしてあげたいとか、学力についてはスーパーティーチャーというのではなくても、学力についてはここからなりますというような4つぐらいのコースから2つぐらいを教師が自分でライフで眺めて、毎週少しずつ研修して、もうマネジメントは管理職を受けるときには身につけていると、そこで、その中で選考していくような新しい研修制度を大分県はやったらどうかってずっと思っていました。

これは私の教育マネジメントですので、参考にしていただいて、何か工夫をしていただけたらと思っています。

委員長の権限でちょっと勝手なことを申しました。よろしくをお願いします。

他は、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、次の3件の報告をお願いします。

**高畑高校教育課長** 新設高校の開校に向けての準備状況について、ご説明いたします。資料の19ページをごらんください。

まず、新設高校の開校に向けたスケジュールについて、ご説明いたします。

4月に別府及び玖珠地域にそれぞれ新設高校開校準備室を設置し、これまで開校に向けた準備を行ってまいりました。この6月には開校支援委員会を開催し、新設高校の構想等の説明を行うとともに、委員の皆さんから校名候補案3案を推薦していただきました。今後、7月の教育委員会で校名候補を1つに絞る予定です。その後、9月第3回定例会において、設置条例案を上程することとなっております。条例案可決の後、10月には新設高校が正式に設置され、その後、校章・校歌・制服などを制定し、来年度4月には、新設高校が開校するというスケジュールです。

それでは、それぞれの地域について詳しくご説明申し上げます。

資料の20ページをごらんください。まず、玖珠地域の新設高校についてです。

1の準備状況について報告いたします。(1)校名候補ですが、①応募状況については、2,573の応募総数で、内訳はごらんとおりです。校名候補の種類については、924案ありました。準備室のメンバーと統合校の校長による開校準備委員会で、②の表のように9案に絞りました。

その後、6月16日に玖珠町・九重町の町長、町議会議員、さらに統合校の同窓会長やPTA会長などから構成される開校支援委員会に提案しました。校名に関する協議では、

玖珠という言葉に冠した校名を推す意見や玖珠・九重の自然が感じられる校名をとった意見など様々な意見が出され、最終的には3案が7月の教育委員会に推薦されることとなりました。その校名候補については、表中結果欄に丸印の付いた玖珠高校、玖珠未来高校、玖珠美山高校の3案です。

7月の教育委員会でこの3案から1案を10月に設置する新設高校の校名候補として決定する予定です。

(2) 校歌については、今後、校歌制定委員会を設置し、作成にあたります。

(3) 校章については、全国公募をして10月以降決定していきます。

(4) 教育課程については、基本的な部分は昨年度作成しており、現在それを微修正しているところです。

(5) 中学校等地域への説明については、準備室も精力的に地元の中学校や地域住民のもとに出かけ、新設高校の構想などについて丁寧に説明しているところです。また、町報や新聞にも取り上げていただいております。今後もさらに、リーフレットや新設高校だよりなどにより、積極的に情報発信を行っていく予定です。

次に2では、今後の予定をお示ししています。7月には中学生向けのオープンスクールを予定しています。以下、8月には校歌制定委員会の開催、9月には制服見本の展示などを行います。10月に新設高校が設置され、その後、制服、校章を決定する予定としています。なお、新設高校の学校説明会については10月5日に行う予定です。

次に、資料の21ページをごらんください。別府地域の新設高校についてです。

応募総数は2,444、校名候補の種類については758案でした。こちらも②表にあるように開校準備委員会で絞られた9案を、6月23日に別府市長や市議会議長などで構成される開校支援委員会に提案しました。委員会の中では校名候補について活発な意見が交わされました。未来への希望が持てる校名をという意見や応募数の多かった校名をという意見及び統合される3校それぞれの校名が反映されているものを推す意見など、様々な意見が出されました。最終的には表中結果欄に丸印の付いた別府総合高校、別府翔青高校、別府希望ヶ丘高校の3案に決まりました。この3案から、7月の教育委員会において1案に絞る予定です。

(2) 以降の校歌、校章、教育課程等については、玖珠の状況と同様に現在準備を進めています。別府においても地元中学校やPTA保護者など、地域への広報活動等を意欲的に行っているところです。

2の今後の予定についても玖珠と同様のスケジュールですが、別府の新設高校学校説明会は10月13日に実施する予定です。

22ページをごらんください。

玖珠地域新設高校では、チェンジ、チャンス、チャレンジ、変化を機会に、そして挑戦へをキャッチフレーズに、地域に根ざし、地域に愛され、地域とともに成長する学校を目指し、開校の準備を進めています。

その学校構想の柱として、県立学校では九州では初となるコミュニティ・スクールの導入を検討しております。最後にその説明をさせていただきます。

導入の目的として、地域の人材やアイデアを生かした特色ある学校づくり、新設高校の定員確保、地域を担う人材の育成の3点を考えています。

下のイメージ図をごらんください。コミュニティ・スクールは、保護者、地域の方々、学識経験者などで構成する学校運営協議会が、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営・教育活動について意見を述べたりすることを通して、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みです。特に、玖珠の新設高校では、地域の小・中学校やそのコミュニティ・スクールとの連携を考えています。

地域連携の具体的な取り組みについては、現在、下に記載した内容等を検討しているところです。

なお、10月の学校設置の後に、県教育委員会において学校運営協議会の設置等にかかる規則を制定するなどして、正式に新設高校へのコミュニティ・スクール導入の運びとなります。今後、導入に向けた具体的な準備を進めてまいります。

以上です。

**佐野教育改革・企画課長** 大分県グローバル人材育成推進会議について、ご説明いたします。

説明資料の23ページをごらんください。

グローバル人材の育成については、現在、グローバル化が加速する中において、国際的に活躍できる人材を継続的に育てていかなければならないという考えのもと、国を挙げて、取り組みが進められているところです。

グローバル人材育成に関連した大分県の現状・課題として、例えば、外国の文化の中で外国人と一緒に活動を行うような機会が乏しい、海外留学を希望する生徒が少ないなどの状況・課題があるというように捉えています。そうした状況を踏まえて、今回大分県グローバル人材育成推進会議を設置して、グローバル化が急速に進む今日において、大分県から世界に通用する人材を育成する上での教育上の課題、今後の取り組みについて協議・検討したいと考えております。

5月の14日に第1回を開催しましたが、以降1～2カ月ごとに1回程度の開催をいたしましてグローバル人材の資質・能力の定義を確定した上で、各定義ごとに課題、今後の取り組み等について協議をしたいと考えております。最終的には9月ごろに大分県グローバル人材育成推進プランといったものを策定することを想定しております。

第1回の推進会議では、各参加者によって、グローバル人材育成の資質・能力について熱心な議論が交わされました。参加者からは、語学力も大事だが、海外の人の考え方や多様な文化を理解することが必要、まずは意欲のある人材が大切、といった貴重な意見が出されました。

資料24ページをごらんください。

この会議のメンバーにつきましては、まず企業の関係では、大分銀行の取締役法人営業支援部長を初め5名の方々、大学の関係につきましては大分大学の教育福祉科学部の教授を初め2名の方、保護者につきましては、小中の関係の県のPTA連合会、高校の関係のPTA連合会から副会長の方をお願いしております。また教員につきましては、中学校の民間人校長の方、また中学校と高校それぞれの英語教育関係の部会の会長に入っています。それから市町村教育委員会からは、APUもございますので、別府市教育委員会教育長に参加いただいているという状況です。

第2回は7月1日を予定していますが、今後、会議の中で出てくるであろう取り組みの

例といたしまして、例えば、グローバルに活躍している人や外国人に触れる機会の充実、海外留学への支援、英語教育の充実、課題解決力を伸ばす授業や高校入試の推進、大分県や日本のことを深く学ぶ機会の充実といったものを考えております。

**岡田教育財務課長** 説明資料の25ページをお開きください。公立学校施設の耐震改修の状況について、ご説明いたします。

これは、文部科学省が毎年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況を調査しており、その集計結果を今月公表したものです。

まず、1校舎等の耐震化についてです。

県内の調査結果の概要に記載しておりますが、県内小中学校の構造体の耐震化率は91.4%とわずかに全国平均を下回りましたが、初めて90%を超え、また、全ての市町村で80%を超えました。100%となっているのは、新たに日出町が加わり4市町村、90%以上も6市町ふえ、8市町となっています。また、前年度からの耐震化率は6.5ポイントの増と全国第3位の伸び率となっており、昨年度の全国第9位に引き続き全国的にも高い伸び率となっています。各市町村とも、再編関係を除き27年度までの完了に向け、計画的に進めているものと考えています。

小中学校以外の耐震化率については、25ページの中段にあります大分県の公立学校施設の状況表の下半分の耐震化率の欄をごらんください。幼稚園は、前年度から10ポイント上昇し90.9%、高等学校は95.1%、特別支援学校は100%で、いずれも全国平均を上回っています。

このうち、県立学校施設分を抜き出して再掲したものが一番下の表です。

耐震化率は中学校と特別支援学校において100%ですが、高等学校では96.2%となっております。これは、高等学校の再編統合による廃止予定の建物を含んでいるものであり、それらを除いた耐震化率は23年度末で100%となっています。

なお、再編統合の対象となっている学校においても、生徒が大半の時間を過ごす普通教室棟や特別教室棟は耐震化対策を講じているところです。

次に、資料の26ページをごらんください。

建物の構造体の耐震化が進められる一方で、さきの東日本大震災などでは、天井材や照明器具等のいわゆる非構造部材の落下などによる被害が発生しており、早急に対策を実施する必要があり、平成23年度から調査が始まったものです。

まず、1屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策についてです。

大分県の公立学校施設の状況表にありますとおり、県内の公立学校施設では、対策が必要となるつり天井を有する施設は52棟残っている状況です。

そのうち、県立学校施設の状況ですが、下の表にありますように、一番右の欄、昨年度中に30棟のつり天井の撤去を実施した結果、12棟残っております。この内訳は、昨年度から対策工事に着手し、現在、繰り越し事業で実施しているものが高等学校で7棟、特別支援学校で1棟、26年度で着手するものが高等学校で1棟、再編関係で対応しないものが高等学校で3棟となっています。

再編関係を除きまして、26年度中につり天井以外の照明器具等の落下防止対策を含めて完了するよう進めております。

次にその下の、2上記1以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、ご説明いた

します。

大分県の公立学校施設の状況表の耐震対策実施率は、小中学校については68.9%、幼稚園が60.8%、高等学校が97.8%、特別支援学校が100%といずれも全国平均を上回っています。このうち、県立学校施設については、その下の表にあるとおり全ての施設において耐震対策実施率は100%となっております。

県では、先日の政府への提言・要望活動において、予算確保や財政措置の継続などについて要望したところです。市町村に対しましても、今後開催される大分県公立学校施設整備期成会総会など、さまざまな機会を通して、構造体の耐震対策とあわせてつり天井等の落下防止対策についても平成27年度までに完了できるよう引き続き助言していきたいと考えております。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**三浦委員** 諸般の報告4番ですね。

玖珠地域の新設高校、そのコミュニティ・スクールというものについての概念がよくわからないんですけど、ほかに、他県に事例があるのかというのが全くわからないので、教えていただきたい。ただ、実際いろんな取り組みを見ていると、これまでも各地域の高校でそれぞれ取り組んでいたようなものなのかなという感じがあるんですけど、その中でもここが違うんだというのも教えていただきたい。

それと、やっぱりコミュニティ・スクールとして、特徴ある高校として、高校の適正規模としては4から5学級もあり得るというようなことですが、それを下回ったとしても、特徴ある高校として、それについては過小規模にはならないのかどうなのか、その辺の認識をいただければ。

**高畑高校教育課長** コミュニティ・スクールにつきましては、保護者や地域住民の学校運営の参画を制度的に保証するということで、法的に学校の運営方針を承認したり、あるいは教育活動、先ほどもおっしゃいましたけど、学校運営に意見を述べたり、あるいは人事、先生の任命とか、そういったところの意見を言ったりとか、そういったことが制度的に保証されているというものであります。

今、似たようなものに、各学校に学校評議員というものがございます。これは、校長の求めに応じて意見を言ってくださいといったことで、今申し上げたコミュニティ・スクールにあるような、すなわち学校運営協議会のメンバーに与えられたような権限等はないというふうな理解でいいかと思えます。

全国的には小・中学校を中心に指定がありまして、昨年度では、小・中学校を中心に1,570校がコミュニティ・スクールとしてある。高校は、ことし4月段階で全国に10校しかありません。九州では、先ほど言いましたようにありません。その地域という部分で言うと、小・中学校を中心にならざるを得ないですけれども、全国の中でも、三重県でありますとか千葉県、やはり玖珠と同様な中山間の地域であったり、非常に過疎化の中で、学校の活力を地域とともに図っていったというような学校などがありまして、そういったところを少しモデル的な形で参考にさせていただきたいと考えております。

規模ですけれども、今4学級以上で適正規模という形で、地域の実情に応じて4と5というふうなところを残しつつ、特別な地域に根ざした中高一貫校であるとかということ

は、それを下回るようなところも残していつています。ただ玖珠は、新設高校として4学級でスタートしますので、当面はそういった視点から検討ということはないんですけれども、非常に特色のある学校づくりをこの規模でしていきたいというのがあります。

**三浦委員** ある程度法的な制度の裏づけもあるというものであるなら、例えば国から財源的な優遇措置があるのかというのが1つと、私の勝手な思い込みで大変申しわけないんですけど、県立高校というのは、地域を支える人材をつくるのも大事でしょうけど、子供たちがいろんなところに羽ばたけるような、可能性を広げる場でもあると思うんです。そこを地域にとどめて、その地域を支える人材をつくると言い切っているものなのかどうなのか、その辺はどうお考えですか。

**高畑高校教育課長** 両面必要かなというふうには思っています。高校ですから、すぐ上級学校に行ったり、あるいは就職を通して社会に出ていったりしますので、やはり生徒の志や力によって、やっぱり大きな世界に羽ばたいてもらいたいという施策もとっております。

一方、特に専門高校につきましては、地域とつながりが深く、やっぱり地域産業とのかかわりの中で実際の仕事を学んでいく、体験もさせてもらうというふうなところも必要だと思います。そういった面、両面必要であるかなというふうに思っておりますし、両面、学校の中ではしっかり指導していくというふうに把握しております（「前段は」と言う者あり）。

**河野理事兼教育次長** 新設校でコミュニティ・スクールは初めてなものですから、文部科学省の方から、かなりの全面的な支援をいただく…。

ちなみに、コミュニティ・スクールは、各学校でさまざま違ってくるわけです。

玖珠の場合は、今、小学校、中学校でコミュニティ・スクールやっていますが、玖珠のコミュニティ・スクールのイメージは、学校と保護者、地域が教育目標を共有した学校づくりというのを小・中学校でやっています。そういった観点で、例えば、開かれた学校づくりという意味もあるでしょうけど、玖珠の場合は、地域と学校、保護者で目標を共有した学校づくりをやっているということによってやっています。それと、これに関連して、先ほども市のほうでは、この第3ページの5つ目の目標の中に、目標の共有、家庭や地域との共同という一つの仕組みでもございますので、そういった意味合いでは、関連した取り組みというふうに考えておる次第です。

**高畑高校教育課長** 先ほど、国の支援というふうなお話でしたけれども、来年度のことはちょっとあれですけど、これまでは、コミュニティ・スクール導入に関する研究に対する支援とか、コミュニティ・スクールの推進員、要するに相談役、コーディネーターみたいな方の派遣に関する支援というものを国のほうではやっておりますので、そういったことも、導入に当たっては取り組みができればというふうには思っております。（「結構です」と言う者あり）

**麻生委員** グローバル人材育成推進会議を設置して、今後取り組むんだと思うんですが、県教委の中で推進する人の人材をこれから育成していくのか、中から育成していくのか外から求めるのか、その辺、考えはどうですか。

**河野理事兼教育次長** 質問の趣旨が……。

**麻生委員** グローバル人材育成推進会議を今回作って、設置して、今後、いろんな取り組みに発展していくと思うんですね。その発展していくときに、この教育委員会の中かどこ

かに、グローバル人材を育成するような、あるいはそのことがわかるような人材を求めなければならない。そのときは、中から育成していくのか、外から要請するのか、どう考えているのかと。

例えば、高校でも最近、公募でやったりもしていますけれども、ここの分野についてはどう考えているんですかということです。

**佐野教育改革・企画課長** スタッフの話かと思います。

今、この時点においては、グローバル人材の育成の推進ということで、庁内の中で教育改革・企画課、それから義務教育課、高校教育課、社会教育課、教育財務課でメンバーを含んで、庁内で検討会議を設けてやっております。現時点において、外部からスタッフをといた話は想定してはおりません。グローバル人材の育成ということも、すごく幅広い話だとも思っております。義務教育段階、高校段階という全体において、全部のコースにどうやって挑戦意欲を育成していくかとか、多様な価値観を共有していくかといった話というのは、その外部からの人ということもありましようけれども、同時にやっぱり現在のスタッフで十分勉強するのが大事だと思っています。

**麻生委員** 情報提供ですが、APUにGCEPというプログラム、APハウスという寮で異文化体験生活並びに英語による実践的な講義を受講すると、ALLを生かした言語運用能力の向上といった形で、1週間から2カ月のプログラムがあるそうです。先日の英語教育、英語の先生の話も出ていましたし、せっかく身近にあるので、こういったのをもっともっと生かして、活用して、こういった人材もよそからじゃなくてぜひつくって、今から準備してつくっていただくと同時に、英語の先生方の能力を上げるためにも、またそういったところもうまく活用しながら、連携を図ってやってほしいと思います。

以上です。

**竹内委員長** なければ私から質問します。

グローバル人材育成推進会議の学識経験者を選ぶときに、どのように選んでいるのか。こちらの教育委員会のほうで考えて選ぶのか、例えば大学に頼んで推薦してもらうのか等について、まずお尋ねします。

**佐野教育改革・企画課長** 大分県は、知事部局のほうで海外戦略というものを策定しております。この中のメンバーで、海外戦略の委員となっている方を紹介をいただいて、こちらからまたお話をしに行つてといった方が何人かいらっしゃいます。それから、大学の関係については、大学からも推薦をいただいたり、そんないろんなチャンネルを使いながら選んでいるという状況です。

**竹内委員長** 私、グローバル人材というのは、幅広い層から幅広い意見を言える方を選ぶほうがいいと思っています。1回どこかに入っている人をお願いをしますと、その人はそこで意見を述べているわけですね。そしてまたここでも意見を述べると、同じ意見を違う部署で二重に言うようになる。

例えば、ここに選ばれている人の中には、何年来、大分県の教育委員会のいろんな分野の委員をしている方もおられます。悪いとかいうんではないんです。もっと多様な人を選んで、柔軟な意見が出るような人材選定、フレッシュな意見が聞かれるような人材選定と選び方をするほうがいいのではないかと、かねがね思っておりました。特定の人がだめという意味ではありませんので、誤解がないようにお願いします。

それから、グローバル人材の育成推進会議が、ここで見ている限りでは本当に育つのだろうか、ちょっとまだ明確性がないように思うんですね。私の周りのある主婦ですけれども、外国人なんか日本に余り来ないでほしいと言うんですよ、世の中が悪くなるから。大分は、今は割といい状態。そして、外国人が来て変なことしたら困るので、グローバル人材なんかいないほうがいいんだという保護者さえいるんですね。そういう人たちを、それはそれでいいとしていくのか、大分県全体が発展的にやっていくのかということも、やはり県民にアピールしたり、啓発する必要があると思うんですよ。

先ほど三浦委員が言っていたんですけど、一人一人の人間のライフプランと、それから社会の要請を組み合わせて教育を考えていかなきゃならないですよ。三浦委員は、社会が発展するような人間がいいと言うし、私などは地域おこしが大事だと思っているので、地域と学校が結びついたこのコミュニティーはなかなかいけるじゃないと思ったりするんですが、その一人一人の子供にとって、それはどれを選ぶのか。玖珠でこういうコミュニティーの子と一緒に学ぶのがいいのか、大分に出て進学進学というところに行った方がいいのかとか、いろんな選び方があるので、子供一人一人の中学校におけるライフプランのつくり方を踏まえて、やっぱり子供が、どこもどこも何でもできるのではなくて、やっぱり子供が学校を選べる。そして、もし大分市に玖珠から行くのであれば、奨学金を出すということもあり得ると思うんですよ。機会の平等と言えば、進学進学、そして、世界に羽ばたく人を大分から出しますというのであれば、そういうことも考えられると思いますので、学校全体のプランと、子供一人一人のプランがどうなるのかを見据えて学校づくりをしていただけたらと思っています。私のは全部意見ですけど、よろしくをお願いします。

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、最後の2件の報告をお願いします。

**藤本教育人事課長** 大分県学力定着状況調査における不正行為に対する懲戒処分について、ご報告いたします。

説明資料の28ページをご覧ください。

行為の概要は、由布市立公立小学校において、5年担任の教諭が平成26年度大分県学力定着状況調査の問題用紙を事前にコピーし、調査前日にコピーした問題をそのまま児童に解答させ、採点、解説を行うという不正行為を行ったというものです。

非違行為の経過については2に記載のとおりですが、1点記載の誤りがありましたので、修正をお願いいたします。

下から2つ目、臨時講師は学校関係者に訂正させていただきます。申し訳ございません。

処分につきましては、6月3日付けで当該教諭を停職2カ月、校長を減給10分の1、6カ月間、教頭を減給10分の1、6カ月間の処分としました。

当該教諭につきましては、故意に事前にコピーした全教科の問題そのものを児童に解答させ、採点・解説を行ったこと、②校長は調査実施責任者であり、問題を厳重に保管するという職務義務を怠る閲覧許可等の行為を行ったこと、③教頭は校長を補佐する立場にあり、問題を厳重に保管するという職務義務を怠る問題を直接渡す等の行為を行ったことに対し、それぞれ処分を行ったものであります。

このたびの3名の行為は、児童生徒の学力等を把握・分析することにより、教育施策の

成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるという学力調査の目的を阻害し、その根幹を揺るがすおそれのある重大な行為であります。

今回の件を受けて、県下の学校に対し、服務規律の保持並びに学力調査の意義等の再徹底について通知し、指導の徹底を図ったところであります。

続きまして、32ページ、33ページをごらんください。

韓国平和の旅及び北朝鮮への渡航について、ご報告いたします。

説明資料32ページが5月8日及び9日の新聞各紙に掲載されました親子で学ぶ韓国平和の旅への参加者募集広告、また、33ページが教職員の北朝鮮への海外旅行の状況です。

韓国平和の旅は、大分県教職員組合が県内の中学生と保護者を対象に参加者を募集し、7月25日から27日にかけて実施予定です。

この広告を見た県民から、大分県での学校では偏った教育が行われているのではないかといった懸念の声をいただいたことから、大分県教職員組合に対し、学校や教職員が県民の信頼を損なうことになれば、教育活動の低下を招くことになるので、本活動に当たってはこの点を考慮して対応するよう、6月20日に口頭で要請したところです。

また、同様に、教職員が北朝鮮を渡航する年もあったことから、北朝鮮については、現在渡航情報として外務省から渡航自粛が発出されている、また、国家公務員については、原則渡航禁止となっている現下の情勢に鑑み、北朝鮮への渡航を自粛するよう、あわせて口頭で要請したところです。

大分県教職員組合からは、韓国平和の旅については、県教育委員会の懸念することは理解した旨の、また、北朝鮮への渡航については、これまでの要請を受け、北朝鮮への旅行は予定していない旨の回答があったところです。

以上でございます。

**竹内委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**平岩委員** 由布市の事件が起きてもう2カ月がたちますので、私もずっと悩み続けているし、だんだん腹が立ってくるんですけど、本当にひどいことをしてしまったと思うんです。何でこんなつまらないことをしたんだろうと。

事実の概要のところ、その学校の保護者とか教育関係者だとかに多大な被害、精神的な被害をもたらしたと書いてある。一番の被害者は子供なんですよ。子供たちが、先生のこと大好きだったのに、正しいことを教えなければいけない先生が誤ったことをしてしまった。子供たちは、テストをしているからわかっているし、あれだけニュースになったからわかっているんですよ、5年生にもなるから。そしたら、ずっとこれから成長していくときに、何か心に傷を負っていくだろうと思うと、耐えられない気持ちになるんです。だから、教育委員会としては、どうしてこの人はこんなことをしたと捉えていらっしゃるのか、そこを教えていただきたいんです。

私たちは、子供が悪いことをしたときに叱るんです。叱るし、怒るんですけど、何でこの子をこんなことしちゃったんだろうって。何てばかなことしたんだろうというのは、いつもその背景を考えるんですけど、県の教育委員会としては、この由布市の先生は、どうしてこんなことをしたんだろうというところをどう把握されているのか。ここの分析を教えてください。

**藤本教育人事課長** この事件の処分を検討するに当たりまして、当然本人からの事情聴取等を踏まえてこういう懲戒処分をしたところでございます。その本人の供述によりますと、当然自分の認識の甘さとか、期待に応えたい、自分をよく見せたいといったようなことの思いがやはりあったというところがありました。そういったことも、教育委員会の中でも報告をし、今回の懲戒処分、停職2月という処分にしたところでございます。やはり自己中心的な考え方で、最終的には決して子供のためにならないというところから、この学力調査の目的自身を揺るがすおそれのある行為をしてしまったということでの処分です。

**平岩委員** 自分をよく見せたかったからと、この結果が出るのは前年度に担任をした人の結果が出るんですよね。そういうふうに考えると、4年生のときの担任の先生の努力だというふうに評価されると考えたら、5年生になってきた先生がそんなことを考える必要はないことなのに、そこまで考えてしまうということに、私は学力テストの問題があるなどというふうに思っています。これもまたいつかお話ししたいと思いますが、だからやっぱりほかで起こり得ないことが、どうしてこの学力テストにだけ起きるんだというところが、とても恐ろしいことだと思っているので、お伝えしたいと思います。

**三浦委員** 私は、全くそう思わないので。

**竹内委員長** ちょっと待ってください。議論をしたほうがいいですか。それは意見として言うだけでいいですね。

**三浦委員** もう1回、質問をしましょう。私、平岩委員が言ったのはカンニングした生徒が悪いんじゃない、テストが悪いんだというような話で、とてもじゃないけど、私は理解できない。

私は、停職2カ月はちょっと甘いんじゃないかなと思うんですけど、その辺の認識を伺います。

**藤本教育人事課長** こういった事件と言いますか、事案が起こったことは、全国的には例はございません。似たような事例を踏まえて検討したというのが実際のところでございます。その辺を見ると、やはり各県によってもかなりばらつきのあるということでございまして、教育委員会の中でかなり議論いたしました。そしてまた、県の顧問弁護士等の意見を踏まえた結果、この処分に至ったところでございます。

**三浦委員** はい、もう結構です。

**竹内委員長** じゃあ、まとめます。原因がどこにあって、自己がしたことは自己が責任をとるというのが、子供が覚えるべき態度です。それを教師が破ったわけですから、それは教育委員会全体、大分県の教育は、自己責任は自分でとるんだという態度を示すというのは当たり前で、それをほかの原因に押しつけていくということ自体に人間の教育の根幹が揺るがされるものがありますので、委員長としては、やはりきちんと守るべきは守って、そして子どもに対する愛情や自分をよく見せたいという意欲を違うところで発揮していただくような方向で指導をしていただきたいと思います。

以上です。

**麻生委員** 親子で学ぶ韓国平和の旅、これが新聞広告に出ておりました、大分県教職員組合と。これは、教職員組合のすることですから私どもがいろいろ言うべきことではないのかもしれないのですが、県下の保護者の方々から、大分県教育委員会はこのことをするのかという問い合わせが入りました。

青少年交流はどんどんやるべきで、文化交流とかスポーツ交流、私はどんどんやるべきだと思います。そういう中で、この中身を見て、あるいはこれの趣意書も拝見をさせていただきました。

中学生ということは、まさしく発達段階、思春期という中で、この歴史教育、ここで反日運動家らが監獄として入れられていたとか、今、時事問題としても重要な慰安婦歴史館とか、こういった歴史授業というのは中学校の何年生でやっているのか。まず伺います。

**後藤義務教育課長** 教育課程上は、1年生と2年生で歴史を学びますけれども、この近現代でいいますと2年生、14歳の時期に学びます。

**麻生委員** 何月ぐらい。

**後藤義務教育課長** 秋ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども。

**麻生委員** 私は文科省のほうにも学習指導要領の中身で確認をさせていただきました。

この慰安婦という表現を含めて、戦争慰安婦とか、ここの部分は非常に難しい問題を含めて、平時でないときに、確かにこういった事実があったと。今、外交問題を含めてそういうこともあっていて。これは非常に重要な部分だけれども、これは、しっかりした基礎を学んだ上で現地に行くとかそういうことがなければ、これは非常に大きな問題だろうと。夏休みの最初に、日本人はとんでもないことをした、うちのじいちゃんたちはとんでもないことをしたと。ある人はこれを見たときに、思想買収ツアーであると、中学生というのは大人料金になるわけでしょうから、親子2人が2万5千円でどうして行けるんかいというような指摘がありまして、あなた方は県議会議員としてノーチェックかと、厳しくお叱りをいただきました。現地にいたことのあるハングルの読める人たちからも話を聞いたら、そこに行ったときに、日韓情勢が大変厳しい関係にある中で、そこで行っている日本人に対してどのような表現がなされているとか、言葉が投げかけられているか、これは非常に辛辣な状況でございます。そういったことを含めて、よくわかった上で行っているならいいんですけど、何も知らずに行っている人も確かにある。あるいは、実際にこれに参加した体験者から、これはある意味、思想強制ツアーだった、事前研修2回、事後研修1回もあって、これは教職公務員がやる、企画することは非常におかしいんじゃないかというような指摘までいただいているのも事実です。これが、教職公務員でなければそこまでは申しませんけれども、そういう事実があることだけはお伝えをしておきたいと思いません。

あわせて、この募集広告だけで七十数万円の募集のお金がかかっているはずなんです。先ほど、主任手当の問題も話題にのりましたが、もしそういったものから抛出されたのが使われるのなら、私だったら、もっと青少年のもっと違ったものでいいものに使ってよというような思いもありますし、これはまさしくもう福利厚生とかそういった問題じゃなしに、政治活動そのものであるということを指摘せざるを得ません。そういう事実を把握していないのかどうか伺います。

以前、憲法を堅持する女性教師の会が県外集会に参加するときに、学校現場で、PTAのお母さんにカンパの話がされたことがあったということも伺ったんですが、そういったことは今はないのかどうか。あるいは、憲法改正反対などの政治活動の署名を、学校現場でPTAに対して回したというような話も伺っておるんですけども、そういう事実がないのかどうか伺います。

**藤本教育人事課長** 今、委員言われましたとおり、教職員につきましては政治的行為の制限が課せられておりますので、そういったことがないように、服務研修テキストの中でも研修をするようにということと、あわせて選挙等が行われる場合には、そのつど政治的行為の制限ということでの通知を出しているところでございます。

それと、事前の学習等が学校現場で行われているかどうかということですが、正式に確認はしておりませんが、それは行っていないということのようでございます。これについては、情報ということでの段階でございます。

**麻生委員** 先ほどの学力テストの問題にしても、やってはならないというごく普通のルール、その専門職種になった以上は、高い倫理観、職業倫理とか、奉仕の気持ちを含めて、やっていいこととやってはならないことって、大体どこの世界でも当たり前になっているはずなんですけど、余りにも幼稚過ぎて、知らなさ過ぎることが多過ぎるのではないかとこのように思っています。

その辺をしっかりと徹底して、やっていいこととやっていけないことは区別しながら、やっていい場所でやる部分についてそこまで強制するようなつもりも全くないし、別にやることは構わないわけですが、ただ、そのところはしっかりと区別をしていってほしいと、そのことは要望をしておきたいと思います。

以上です。

**後藤義務教育課長** 最前、お話し上げたことを少し修正させていただきたいんですけども、歴史につきましては、中1、中2と中3の頭にかけて学ぶことになっておりまして、よって、秋というよりも3学期に当たる部分がちょうどこの学習をする時期になっているというふうに改めさせていただきたいと思います。

**麻生委員** そこはもうちょっと詳しく、この歴史、この中身について、指導要項のどの時期かというのは後ほどまた示してください。

**後藤義務教育課長** はい。

**竹内委員長** 資料の提出をお願いします。

他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**竹内委員長** 別にないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

**竹内委員長** 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、県外所管事務調査につきましては、初委員会で決定した7月14日月曜日から16日水曜日までの3日間、お手元に配付しております行程表で行いたいと思います。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

竹内委員長 内容について、何かございますか。

〔「一任」と言う者あり〕

竹内委員長 では、このように決定させていただきます。なお、細部に変更がある場合は、私にご一任願います。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。